

元気な地域づくり交付金実施要領の運用について

平成17年4月1日付け16農振第2366号
最終改正 平成18年4月3日付け17農振第2209号

元気な地域づくり交付金の実施については、元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び元気な地域づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16農振第2365号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に規定する事項によるほか、別記1から別記4に定める事項によるものとする。

- (1) 農村の振興：別記1
- (2) グリーン・ツーリズム、都市農業の振興：別記2
- (3) 農業生産の基盤の整備：別記3
- (4) 中山間地域等の振興：別記4

別記1 農村の振興

実施基準について

1 美の田園復興

農村景観を活かした農村地域の振興を図るため、良好な農村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の改修等を支援する。

(1) 実施要綱別紙の2の1の農村の振興の1の美の田園復興の「メニュー」欄関係
美の田園復興の施策内容は、以下のとおりとする。

ア 農地及び土地改良施設の整備

周囲の景観の形態及び意匠に合わせた農地及び土地改良施設の改修・修景等であって次に掲げるものとする。

(ア) 美しい景観を形成する重要な要素となっている農地等の形態及び意匠に配慮したほ場整備・修景

(イ) 周囲の景観の形態及び意匠と調和させた農業用排水施設・農道等の土地改良施設の改修・修景

イ 生活環境施設の整備

農地、土地改良施設と一体となって美しい景観形成に必要となる農地、土地改良施設と一体的な農業集落道、農業集落排水施設等の農村の生活環境施設の改修・修景を行うものとする。

ウ 周辺整備

美しい景観を形成する上で必要となる農地、土地改良施設及び生活環境施設の周辺施設の修景を行うものとする。ただし、以下の施設等及びこれらに類似する施設については、本施策の対象外とする。

(ア) ライスセンター、製糖工場等の大規模な施設

(イ) 文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設

(ウ) 個人、民間団体等が所有する施設及び土地

(イ) その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの

(2) 実施要領第3の4の元気な地域づくり計画の事項関係

元気な地域づくり計画の作成に際しては、以下の事項に留意するものとする。

ア 農村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点を踏まえたものとする。

イ 実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。

ウ 計画の作成に際して、本施策の実施に関する施設の管理者及び関係部局と協議及び調整を行うものとする。

(3) 実施要領第3の8の計画の変更関係

本施策の内容を変更する場合には、美の田園復興推進事業委託による美の田園復興審査委員会(以下「審査委員会」という。)に事前評価を受けなければならない。ただし、対象となる施設の形態、意匠等の変更を伴わない軽微な事業内容の変更に関しては、事前審査は必要ないものとする。

(4) 実施要領別紙の必須指標の「成果指標」欄関係

指標「農村景観に関する活動数」の作成に当たっては、評価を行う期間のうち任意の1か年間における自主的かつ継続的な地域活動を対象とするものとする。

(5) その他

以下の事項に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、本施策を実施するに当たって必要があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)その他の法令による所要の手続を経るものとする。

イ 都道府県知事は、本施策の実施内容の審査に際しては、審査委員会の審査結果等を踏まえるものとする。

2 情報基盤整備支援

地方公共団体、公共施設、農家等を結ぶ高度な情報通信ネットワークを構築し、農業情報を含む行政情報等の提供を行うとともに、高速、大容量及び双方向の通信を可能とするケーブル

テレビ施設等の高度情報通信基盤の整備を支援する。

(1) 実施要綱第 8 の 2 の「中間点検」関係

中間点検時点で事業主体等による高速インターネット接続サービスの一部又は全部が未提供である場合は、実施要領第 8 の 2 の(9)の「計画策定時から 4 年度目以降に効果の発現を見込んでいた場合」と同様に扱うものとする。

(2) 実施要綱別紙の 2 の 1 の農村の振興の 2 の情報基盤整備の「要件」欄関係

1 の「これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域」とは、公共施設の区域をいう。

(3) 実施要領別紙の必須指標の「成果指標」欄関係

「地域の情報受発信量」とは、評価を行う期間のうち任意の 1 か月間における施策実施地域のインターネットの情報受発信量の総計を当該地域における世帯数で除したものとする。

別記2 グリーン・ツーリズム、都市農業の振興

第1 実施基準について

1 やすらぎ空間整備

茅葺き農家、谷津田等の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在型交流拠点及び体験交流空間を整備し、美しい自然及び農山漁村景観を保全・再生するとともに、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所等を整備する取組を支援するものとする。

(1) 実施要綱別紙の2の2の「メニュー」欄関係

4の(1)から(4)までに定める施策の実施については、別表1に掲げる事業内容とする。

(2) 実施要綱別紙の2の2の「事業実施主体」欄関係

農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるNPO法人の要件は、以下のとおりとする。

ア グリーン・ツーリズムの推進に関する活動項目が定款で定められていること。

イ 市町村で事業の目標を定量化した必須指標及び地域選択指標について、目標達成として定めた年度まで活動が継続して行われることが見込まれること。

ウ 事業費に見合う適正な経営が確保されていると認められること。

(3) 実施要綱別紙の2の2の「要件」欄関係

ア 1の農村振興局長が別に定める場合は、実施要綱別紙の2の2の「メニュー」欄の4の(2)の施策を行う場合とする。

イ 2の農村振興局長が別に定める要件は、以下のとおりとする。

(ア) 本施策により整備される施設の利用計画をあらかじめ作成していること。

(イ) 「新山村振興等農林漁業特別対策事業等費用対効果分析算定要領の制定について」

（平成14年3月29日付け13農振第3454号農村振興局長通知）に定めるところにより、妥当投資額を算定し、投資効率が1.0以上であること。

(ウ) 施設の規模、利用計画等の視点から当該施設が必要かつ適切な規模であるとともに、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

(エ) 事業実施主体において、事業実施主体負担分の適正な資金調達・償還計画及び維持管理計画が作成されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

(オ) 本施策（やすらぎ空間整備）の適正な執行の上必要な事項で、別記2の第2の1に定めのない事項については、別記4の第3に準ずるものとする。

(4) 実施要綱別紙の2の2の「交付率」欄関係

NPO法人が、別記2の別表1に掲げる事業を行う場合には、当該事業に要する経費の定額（1/2以内）を助成する。ただし、助成の限度額は原則として300万円とする。

(5) 留意事項

ア 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）が作成されている場合は、事業実施主体は元気な地域づくり計画を提出する際、当該市町村計画の写しを添付して、都道府県知事に提出するものとする。また、この提出を受けた都道府県知事は、都道府県実施計画を提出する際に当該市町村計画の写しを添付して、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

イ 市町村計画が作成されておらず、元気な地域づくり計画の採択年度内に市町村計画が作成されることが確実に見込まれる場合は、事業実施主体は元気な地域づくり計画を提出する際、当該市町村計画の案を添付して、都道府県知事に提出するものとする。また、この提出を受けた都道府県知事は、都道府県実施計画を提出する際に関係する当該市町村計画の案を添付して、地方農政局長に提出するものとする。

なお、この場合において、事業実施主体は作成された市町村計画について、元気な地域づくり計画の採択年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に提出するものとする。また、この提出を受けた都道府県知事は、元気な地域づくり計画の採択年度の翌年度の6月末までに当該市町村計画を地方農政局長に提出するものとする。

2 都市農業振興条件整備

(1) 実施要綱別紙の2の2の「メニュー」欄関係

要綱別紙の2の2の5都市農業振興条件整備の実施については、別表1に掲げる事業内容とする。

(2) 実施要綱別紙の2の2の「事業実施主体」欄関係

ア 市町村、一部事務組合又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条の資格を有する15名以上の者が申請した事業計画について、当該事業の規模、種別、内容等を勘案し、当該事業計画の全部又は一部を実施することが適当と認める場合には、都道府県が事業実施主体となり同法に基づく土地改良事業を実施することができる。

イ 事業実施主体が営農集団である場合は、事業に参加する営農集団の戸数が3戸以上であることとする。

(3) 実施要綱別紙の2の2の「要件」欄関係

ア 中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の1に規定する地域は、対象としないものとする。

イ 原則として事業実施主体となる者が地域における都市農業の現状及び課題の分析等を踏まえた今後の農業の振興計画等を内容とする都市農業振興ビジョン又は都道府県若しくは市町村の農業振興計画（都市農業の振興計画等について記述されているものに限る。）が策定されている地区を対象とする。

ウ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）の区域又は生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき指定された生産緑地地区（これと一体的に整備することを相当とする生産緑地地区以外の区域を含む。）の区域を対象に行うものとする。

エ 実施要綱別紙の2の2の5の農村振興局長が別に定める基準は以下のとおりとする。

(ア) 市民農園等整備を行う場合にあっては、以下の基準をすべて満たすこと。

a 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（昭和24年法律第195号）第3条第3項の特定農地貸付けの承認又は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第3項の市民農園の開設の認定を受けていること。

b 地方公共団体及び農業協同組合が市民農園の開設主体であること。

c 開設主体が市民農園の用に供する農地について所有権を得ているもの又は賃借権の設定等（契約期間が8年以上のもので、正当な事由がない限り土地所有者が土地の返還を求めない旨定められているものに限る。）を受けていること。

d 市民農園等整備のうち交流加工体験施設においては、市民農園整備促進法第2条第2項の市民農園施設とは別に扱うものであり、既存の市民農園の活用又は市民農園開設の際の連携施設として市民農園に隣接して整備するものであること。

(イ) 都市農業維持保全条件整備を行う場合にあっては、以下の基準をすべて満たすこと。

a 整備内容については、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年11月1日付け14農振第1452号農村振興局長通知）に基づく範囲に限るものであること。

b 防災施設整備を行う農地においては、防災協力農地等の協定（災害時の避難場所、仮設住宅建設用地又は復旧用資材置場としての農地の活用に関するものに限る。）を地方公共団体、農業協同組合等と結んでいること。

c 当該整備を行う際は、農地所有者と事業実施主体等において、本施策による整備実施後8年以上の営農継続について協定を結んでいること。

オ 本施策は、個々の施策について単年度に完了することを原則とする。

カ 受益戸数は原則3戸以上であるものとする。

(4) 事業計画等

都市農業振興条件整備を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、実施するに当たって必要があるときは、土地改良法その他の法令による所要の手続を経るものとする。

イ 都市交流基盤整備に土地改良法に基づく整備が含まれる場合には、同法第7条及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第14条の2に掲げる事項を定めるものとする。

ウ 都市交流基盤整備に市町村等が行う土地改良法に基づく事業が含まれる場合は、「補助

金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」(平成12年11月30日付け12構改C第704号農林水産事務次官依命通知)に準じて、事業計画に関する手続を行うものとする。当該計画は、土地改良法に規定する土地改良事業計画として定めることが出来る。

- エ 計画策定に当たり必要がある場合には、当該施策の実施により整備される施設の予定管理者及び関係都道府県の担当部局と協議し、調整を図ること。また、計画作成区域に生産緑地地区を含む場合には、計画の作成及び変更にあたって、当該都道府県の都市計画部局及び当該市区町村の都市計画部局と事前に協議し、調整を図るものとする。
- オ 土地改良区その他の関係団体の意見が反映されるよう配慮するものとする。
- カ 都市農業の生産活動が活発に行われているとともに、都市農業が安定的かつ継続的に行われていること。
- キ 都市住民と農業者との交流が活発に行われているか、又は行われようとしていること。
- ク 計画内容が技術、資金等の見地から実施可能であり、かつ、関係者との調整が十分に図られるものであること。
- ケ 本施策の実施により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められること。
- コ 本施策の実施により整備される施設について、事業目的に沿った適切な利用が行われるとともに、一部の団体等による独占的な利用又は利益を目的とする利用がされないと見込まれること。
- サ 市民農園等整備の実施については、市民農園としての利用が開始された日から起算して8年を経過しない間に、当該市民農園に供する農地が転用され、又は当該市民農園が廃止された場合には、当該市民農園に係る交付金の返還等の措置を講ずるものとする。
- シ 都市農業維持保全条件整備については、市民農園等の整備と同様に本施策による整備実施後8年を経過しない間に、当該農地が転用され、又は耕作が不可能となった場合には、当該整備に係る交付金の返還等の措置を講ずるものとする。

別表1 (やすらぎ空間整備関係、都市農業振興条件整備関係)

施設名	事業の内容
1 都市農村交流促進施設 2 市民農園 3 廃校・廃屋改修交流施設 4 水辺修景・景観保全施設	特産品・文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所及び伝統文化継承施設等並びに附帯施設の整備 農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設(休憩所、更衣室等)農機具収納施設、コミュニティー広場及び福祉活用促進施設並びに附帯施設の整備 廃校の改修・移設及び廃屋の改修・移設並びに附帯施設の整備 散策道、案内板及び駐車場等簡易な施設整備並びに電柱の埋設工事等の整備
5 都市交流基盤整備 [土地基盤整備] (1) ほ場整備 (2) 農業用排水施設整備 (3) 農道整備	都市近郊において、農業・農村の多面的機能の効果的な発揮及び都市住民の理解促進のために必要な土地基盤等の整備 農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う整備 農業用排水施設整備の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道、軌道その他の運搬施設の新設、廃止又は変更

(4) 農用地開発

農用地の造成（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更

(5) 農用地の改良又は保全

左欄(1)から(4)までに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備

農業用又は災害防止用のため池の老朽化による決壊、漏水又は地すべり、土砂崩れ等を防止するために行う堤体及びその周辺の補強、附帯施設の改修並びにこれと併せ行う管理施設の新設又は改修

土砂崩壊又は地すべりの危険性の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤又は排水路等の施設の新設又は改修

農用地の改良又は保全のために必要な暗渠、客土、床締、防風林、鳥獣害防護施設等
交換分合

(6) 農用地管理保全

遊休農地解消実践活動により3年以内に活用の見込みのある農地を対象とし農用地の管理保全のために必要な表土扱い、土層改良等による地力維持工事で、実施期間は3年以内のものとする。

なお、実施に当たっては、同交付金の実施要領の運用の別記3 農業生産の基盤の整備の第3の1の(2)のAに準ずるものとする。

[農村生活環境基盤整備]

(7) 農業集落道整備

農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行、農産物の運搬等の農業生産活動に供する農業集落道の整備

道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は、対象としない。

道路附帯施設は、待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設及び周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。

修景施設は、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、照明施設、遊歩道、駐車場等とする。

(8) 営農飲雑用水施設整備

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主とする営農飲雑用水施設の整備

受益戸数は、おおむね10戸以上の施設とする。
ただし、末端受益は2戸以上とする。

営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

(9) 農村公園施設整備

農業者等の農村居住者の健康増進又は憩いの場等とし

	<p>ての児童公園、運動公園、緑地、多目的広場等に係る利用施設及びこれに付帯する施設の整備</p> <p>児童公園、運動広場、緑地等を整備するために必要な施設とする。</p> <p>整備の対象は、整地、修景施設、運動施設その他機能保持上必要な施設とする。</p>
(10) 集落防災安全施設整備	<p>集落の防災安全のために必要な施設の整備</p> <p>整備の対象は、土留工、防護柵、防火水槽、防風林、防雪工、排水工等とする。</p>
(11) 水辺環境整備	<p>農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化、生態系保全及び修景に配慮した施設の整備、親水広場等の新設又は改修</p> <p>親水広場の附帯施設には緑化施設、親水施設等を含むものとする。</p>
(12) 緑化施設整備	<p>公共広場、公共施設等の周辺環境の美化を図るための修景施設及び生態系保全に配慮した施設の整備</p> <p>公共施設等は農村公園、集落排水処理場等とする。</p> <p>修景施設は植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、照明施設、遊歩道、駐車場等とする。</p>
(13) 地域資源利活用施設整備	<p>地域資源を利活用して農業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備</p> <p>ただし、温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としない。</p> <p>なお、計画・施行に当たっては、施設の効果・効用、将来にわたっての維持管理等を勘案し無理のないものとする。</p> <p>農道、集落道等の機能を補完するための地域資源を利用した消雪施設等</p> <p>農林水産省が行う助成又は融資の対象となっている施設に地域資源を供給する施設</p> <p>市町村、農業協同組合等が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設等又は集落の活性化のために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、スポーツ・レクリエーション施設等に地域資源を供給する施設</p>
(14) 集落環境管理施設整備	<p>農業集落単位で環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等を行うための施設及びこれに附帯する施設で比較的小規模な施設の整備</p> <p>大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害の防止に十分留意するものとする。</p> <p>附帯する施設の整備は敷地整備、構内整備、駐車場の整備、緑化等とする。</p>
(15) ライフライン収容施設整備	<p>農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公共施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘返しを防止すると</p>

	<p>ともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の整備</p> <p>農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、ガス供給施設、電線、電話線等の公共施設を収容するため、主として農業集落道の地下に設ける施設の整備とする。</p> <p>当該施設の整備に当たっては、事業計画段階において公共施設の敷設計画が明らかであることとし、当該施設の構造の保全に関する事項、敷設する公共施設の管理に関する事項、費用の負担に関する事項等を規定した管理規定を定めるものとする。</p>
(16) 土壌環境整備	<p>耕土等の流出入防止施設等の整備</p> <p>流出入防止施設は、沈砂池、法面保護工等の整備とする。</p>
(17) 住民参加促進環境整備	<p>整備する施設の維持管理等への地域住民の参加を促進するため、地域住民による簡易な生活環境施設の整備等農村振興総合整備事業等で整備する施設の利活用、維持管理の適正化等を促進することを目的とした地域住民による花壇づくり並びに芝生及び樹木の植栽等の簡易な生活環境施設の整備に対して行う支援（整備に必要な諸資材の現物支給、機械借料の補助等）</p>
[農村交流基盤整備]	
(18) 農村交流施設整備	<p>都市との交流の場の創設に必要な空間、スポーツ施設等の整備</p> <p>整備の対象は、整地、土留工、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、照明施設、駐車場等とする。</p>
(19) コミュニティ施設整備	<p>農業経営及び農村生活の改善、農村居住者の健康増進等又は都市住民との交流を推進するための多目的に利用される建物及びこれに附帯する施設の整備</p> <p>施設規模は、おおむね500平方メートル以内とする。</p> <p>附帯する施設の整備は、敷地整備、構内整備、駐車場、緑化等とする。</p>
(20) 集落農園整備	<p>ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な整備</p> <p>整備に当たっては、次のいずれかの事項を内容とするものとする。</p> <p>ア 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>イ 集落農園開設の用に供する農用地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>ウ ア又はイに附帯して都市との交流のために必要</p>

(21) 歩行者専用遊歩道整備

な施設を対象とするものとする。

整備の対象は、集落農園開設のために必要な農用地、集落農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地とする。

附帯する施設の整備の対象は、整地、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等とする。

農村居住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の整備

整備の対象は、専ら散策、サイクリング、乗馬等の用に供する遊歩道及びこれに附帯する施設とする。

附帯する施設の整備の対象は、植樹、水飲場、便所、駐車場、交通安全施設、案内施設等とする。

(22) 施設環境整備

公共施設及び農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修

車いすでの利用を可能とするための改修等の高齢者・障害者の利用に資するための建物を改修する。

他府省所管の法律に基づく補助事業の整備対象となっている公共施設は対象としない。

(23) 景観保全整備

文化的・歴史的景観の保全を図るために必要な施設の整備

文化的・歴史的景観には景勝地、植物群生地等を含むものとする。

整備の対象は、連絡道、防護柵、用排水施設、駐車場、管理施設、案内板、植樹、芝生等とする。

(24) 歴史的土壌改良施設保全整備

歴史的土壌改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に行う施設の整備

歴史的土壌改良施設の保全整備に当たっては、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若しくは第109条の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが確実と認められる土壌改良施設又は同法第57条の規定に基づき登録され、若しくは登録されることが確実であると認められる土壌改良施設であること。

イ 当該施設の支配面積が20ヘクタール以上であること。

「緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備」とは、以下の施設の整備を行うものとする。

(25) 魚道整備

- ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫
- イ 管理道及び駐車場

河川の生態系の保護等のために、適正な下流放流量を確保する魚道の新設又は改修

魚道の新設又は改修に当たっては、ア又はイの施設を対象として行うものとする。

ア 国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設又は取水量が大きく河川の流量若しくは生態系に影響を及ぼすおそれのある都道府県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設で、次の採択基準のいずれかに該当するものとする。

(ア) 魚道が整備されていない等のため、常時一定の放流量を確保することが困難な施設

(イ) 河川の流水による魚道の損傷等により、魚道が正常に機能していない施設

(ウ) 水産庁（都道府県の水産部局を含む。）、河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設

イ 前後一連の区間の魚道が整備され、又は整備が予定されている農業水利施設であって、当該施設の魚道が整備されていないため、魚類の遡上の障害となっていることが明らかであるもの。

のアの「取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼすおそれのある都道府県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設」とは、1級河川又は2級河川に設置された農業水利施設であって、河川を横断する大規模な工作物のうち当該施設の取水能力がおおむね0.3 m³/s以上である施設とする。

のアの(ア)「魚道が未整備等のため、常時一定の放流量を確保することが困難な施設」とは、魚道が整備されていない又は現に整備されているが、魚道の通水能力が小さいために、常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な農業水利施設とする。

のアの(イ)「河川の流水による魚道の損傷等により、魚道が正常に機能していない施設」とは、河川の流水による魚道の損傷等若しくは施設下流部の河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている農業水利施設又は常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な農業水利施設とする。

6 都市農業共生・対流推進条件整備

都市住民とのふれあい・交流及び持続的な営農展開等に必要な簡易な基盤整備、市民農園等の整備
生産緑地地区において現在行われている農業生産の条

[簡易な基盤整備]

- (1) 耕土改良
- (2) 土留工
- (3) 耕作道整備
- (4) 用水施設整備
- (5) 排水施設整備

[ふれあい・交流施設整備]

- (1) 多目的施設
- (2) 農機具等保管施設
- (3) 農産物直売施設

[防災設備整備]

防災用水施設整備

[都市農地保全整備]

- (1) 生産緑地地区内の農地のみを受益地とする農業用排水施設の廃止又は変更
- (2) 生産緑地地区内の農業用道路の新設、廃止又は変更
- (3) 上記に掲げるもののほか、生産緑地地区内の農地の利用又は保全のため必要な整備

[市民農園等整備]

市民農園を開設するために必要な施設等の整備

件を当面維持していく上で必要な整備水準を確保するために行うもの。

整備の対象は、耕土補給、深耕、心土破砕等、土壌改良材投入とする。

整備の対象は、土埃等の遮断を目的としたフェンス等の設置も含む。

整備の対象は、用水路新設・改修整備、井戸整備、貯水施設整備、かん水施設整備とする。

整備の対象は、用水路新設・改修整備、暗渠排水整備、承水路整備、浸透柵等設置とする。

整備の対象は、休憩室、更衣室、洗い場等とする。

整備の対象は、防災兼用井戸・水路の施設整備とする。

整備は、既存施設の老朽化及び周辺の都市化に伴う水質悪化、水量減少等に対応するために行うものとし、既存の用水量の増大を目的とするものは対象としない。

農業用道路の新設、廃止又は変更後においても生産緑地法第2条第1号の農地等として取り扱われる範囲のものとし、農業用道路の新設又は変更は、農業用機械の進入が困難である場合に限定し、簡易舗装又は非舗装とする。

整備内容は、以下のとおりとする。

(1)、(2)の工事に伴い必要となる生産緑地地区内の農地等について行う区画の整形であって、客土の実施、暗渠排水の設置等を伴わない簡易な整備

生産緑地地区内の農地のみを受益地とする農業用のため池の老朽化による決壊若しくは漏水又は地すべり、土砂崩れ等を防止するために行う堤防及びその周辺の補強、附帯施設の改修並びにこれと併せ行う管理施設の新設又は改修

生産緑地地区内の土砂崩壊又は地すべりの危険性の生じた箇所において、農地及び農業用施設への災害を防止するために行う土留石垣、擁壁等の施設の新設又は改修

市民農園の用に供する農地の整備及び市民農園整備促進法第2条第2項第2号に定める農地に附帯して設

置される施設のうち、農機具 収納施設、給排水施設、園路、植栽、ごみ置場、休憩 施設、便所、手洗場、駐車場、照明施設等。

附帯施設のほか、市民農園と連携し農園で収穫した農作物等の調理・加工など農園利用者と地域住民との交流の場となる交流加工体験施設の整備。なお、本施設整備に当たっては、農園利用者の過半数が見込める場合に限る。

7 都市農業維持保全条件整備

(1) 農業用排水施設等の改修

都市農業の持つ多面的な役割を当面維持するために必要な農業用排水施設等の改修、防災施設等の整備

既存施設の老朽化等に伴う施設改修等を行うものとし、既存の用水量の増大を目的とするものは対象としない。

(2) 防災施設整備

既存施設の改修に併せ災害時にも使用可能となる防災兼用井戸等の整備とする。

別記3 農業生産の基盤の整備

第1 共通事項

1 元気な地域づくり計画

- (1) 必須指標については、取組を行う施策内容に沿った指標を設定するものとする。
- (2) 都道府県が作成する場合又は市町村で複数の地区に取り組み場合の必須指標は、地区毎に設定することとする。ただし、元気な地域づくり計画の対象範囲で同一の必須指標を合算して設定することができるものについては、合算して記載することもできることとする。

2 実績報告

都道府県知事は、元気な地域づくり交付金の農業生産の基盤の整備に取り組んだ事業実施主体から、施策内容に応じて実績報告書を取りまとめて地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

第2 実施基準について（ソフト）

1 遊休農地解消対策活動促進支援

実施要綱別紙の1の「メニュー」欄関係

遊休農地解消対策活動促進支援（1において「本支援」という。）の内容は、都道府県が行う次の活動とする。

- (1) 実施要綱別紙の1の「メニュー」欄の2及び3の活動並びに別紙の2の3の「メニュー」欄の7を実施する市町村、農業者等の組織する団体、土地改良区、農業協同組合又は公社（地方公共団体等が出資する法人）に対して指導・助言等を行うものとする。
- (2) 指導・助言に資する遊休農地解消対策に係る情報の収集及び検討会等の開催
- (3) 遊休農地解消対策に係る制度、施策等の啓発普及活動
- (4) その他必要な活動

2 遊休農地再生活動実践スタート支援

(1) 実施要綱別紙の1の「メニュー」欄関係

ア 遊休農地再生活動実践スタート支援（2において「本支援」という。）の内容は次のとおりとし、地域の実態に応じて選択して実施するものとする。

- (ア) 遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査（分布図の作成を含む。）
- (イ) 遊休農地の活用方策の検討に資する先進事例、市場等の調査
- (ウ) 遊休農地の再活用に適した作物選定に資する試験展示ほの設置
- (エ) 遊休農地を農作業体験等に活用する際のニーズ調査等
- (オ) 遊休農地の再活用を促進するための検討会の開催

イ アの調査・調整活動等を実施した場合は、その実施概要及び解消を図ろうとする遊休農地面積、再活用の方法その他必要事項を取りまとめた活動結果概要書を作成し、効率的な遊休農地の解消・再活用に資するものとする。

(2) 実施要綱別紙の1の「要件」欄関係

ア 本支援は、市町村全域又は旧市町村の範囲を対象として実施するものとし、元気な地域づくり計画において定める数値目標の「地区における遊休農地の実態等の調査対象面積」は、この範囲において定めるものとする。また、活動結果概要書に記載する「解消を図ろうとする遊休農地面積」は、当該調査の対象となった面積についていうものとする。

イ 本支援で対象とする遊休農地の範囲は、原則として、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行われている農業センサスで用いている耕地（農作物の栽培を目的とする土地をいう。）のうち、過去1年間以上作物を栽培せず、かつ、今後数年の間に再び耕作を行う明示的な意思のない土地として耕作放棄地に分類されている耕地についていうものとする。

(3) その他

ア 本支援の実施に当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第27条から第27条の12までに規定されている遊休農地の農業上の利用増進に関する措置、同法第27条の13に規定されている特定法人貸付事業の実施、同法第

6条第1項に基づいて市町村が定める農業経営の基盤の強化に関する基本的な構想の内容その他遊休農地解消等のための関連諸制度等との連携及び整合に留意するものとする。

イ 本支援を実施する市町村において、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）別表の 2 の農地利用集積の推進メニューに基づき、普及組織による技術的側面からの支援を実施する場合は、当該市町村において遊休農地解消のための取組が効率的に推進されるよう、関係機関において綿密な連絡調整を行うものとする。

ウ 計画主体は、本支援の実施期間において、毎年度、参考様式1-1-1号の年度別実績報告書を作成し、実施年度末までに都道府県知事に提出するものとする。また、この提出を受けた都道府県知事は、実施年度の翌年度の4月末までに地方農政局長に報告するものとする。

3 援農ボランティア活動支援

(1) 実施要綱別紙の1の「メニュー」欄関係

援農ボランティア活動支援（3において「本支援」という。）の内容は次のとおりとする。

ア 遊休農地の解消及び再活用に取り組むボランティアの募集、説明会、研修会及び活動報告会の開催

イ ボランティアによる草刈り等の遊休農地の解消活動を推進するための農具等の購入及び交通費の支払

(2) 実施要綱別紙の1の「要件」欄関係

ア 本支援の対象地域は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下同じ。）第6の2の(1)の集落協定の対象農用地を除いた地域とする。

イ 本支援の対象となる遊休農地の範囲は、本運用第2の2の(2)のイに準ずるものとする。

(3) その他

ア 事業実施主体は、当該ボランティアの活動により再活用が可能となった農地について、当該ボランティアによる援農、農作業体験等に活用できるよう、配慮に努めるものとする。

イ 計画主体は、本運用第2の2の(3)のウに準じて年度別実績報告書を提出するものとする。

第3 実施基準等について（ハード）

1 遊休農地活用土地条件整備

(1) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄関係

ア 遊休農地活用土地条件整備（1について「本整備」という。）のうち(9)の「市民農園区画及び附帯施設の整備」においては、区画・園路のほか、利用上必要となる農機具収納施設、休憩施設等（滞在施設を除く。）の整備を対象とするものとする。

イ 本整備のうち(10)の「自主的再生整備」は、(1)から(9)までに掲げるいずれかの内容の整備を事業実施主体が直接実施するものとし、これに必要な作業機の借上げ等について助成の対象とするものとする。

(2) 実施要綱別紙の2の「要件」欄関係

ア 本整備の対象地域は、実施要綱別紙の1の「遊休農地再生活動実践スタート支援」を実施した市町村（旧市町村を対象として実施した場合はその区域）及びこれと同様の取組を独自に実施し、解消を図るべき遊休農地が明らかになっているものとして都道府県知事が認めた市町村とする。

なお、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の2の(1)の集落協定の対象農用地区域内で本整備を実施しようとする場合は、同要領に基づいて市町村が都道府県知事の認定を受けて定める基本方針に、集落協定において遊休農地を含めて土地条件整備を行う場合の基準を、実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の7及び本運用第3の1に準じて規定することとし、この場合、前段の基準は適用しないものとする。

イ 本整備の対象となる遊休農地の範囲は、本運用第2の2の(2)のイに準ずるものとする。

ウ 農業生産活動を目的とした土地条件整備の実施に当たっては、次の要件によるものとする。

(ア) 受益者数は3者以上とする。

(イ) 面整備に係るものにあつては、次のaからcまでのいずれかに該当する場合に限り、

支援の対象とするものとする。

- a 遊休農地を活用して農業生産活動を行おうとする者（以下「遊休農地活用者」という。）が、現に関係権利者から所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）の設定若しくは移転を受けている場合
- b 遊休農地活用者が所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることにつき、関係権利者から書面で同意又は確約を得ている場合
- c 遊休農地活用者が将来的に所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることを前提として、試行的に農作業の受託を行う場合であって、書面によって契約されている場合

(ウ) 農業生産法人以外の法人（以下「特定法人」という。）が遊休農地活用者となる場合には、市町村又は農地保有合理化法人が事業実施主体となって整備を実施するものとする。ただし、特定法人を構成員に含む農業者等の組織する団体が事業実施主体となって整備を実施する場合はこの限りではない。

エ 市民農園の整備を目的とした土地条件等の整備の実施に当たっては、次の要件によるものとする。

(ア) 整備の対象となる市民農園は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の特定農地貸付けの承認又は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号。以下「市民農園法」という。）第7条第3項の市民農園の開設の認定を受けているものに限るものとする。

(イ) 地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含む。）及び農業協同組合以外の者が市民農園の開設主体となる場合には、受益者数は3者以上とする。

(ウ) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者で農地を所有していない者（以下「特定開設者」という）が市民農園の開設主体となる場合には、市町村又は農地保有合理化法人が事業実施主体となって整備を実施するものとする。ただし、特定開設者を構成員に含む農業者等の組織する団体が事業実施主体となって整備を実施する場合はこの限りではない。

オ 都道府県知事は、次のいずれかに該当する場合には、本整備の受益者として適当か否かについて、参考様式2-1-1号の市町村長が適当と認める理由書を参考にしつつ審査を行うものとする。

(ア) 本運用第3の1の(2)のウの整備にあつて、認定農業者以外の者が遊休農地活用者となる場合

(イ) 本運用第3の1の(2)のエの整備（農園利用方式（市民農園法第2条第2項第1号のロに該当する農地で実施される方式）の場合を除く。）にあつて、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園の開設主体となる場合

カ 自主的再生整備の実施に当たっては、別記4の第2の7の(1)のアの(ア)の「直営施行」の規定に準ずるものとし、適正な事業実施に留意するものとする。

キ 新山村振興等農林漁業特別対策事業等費用対効果分析算定要領の制定について（平成14年3月29日付け13農振第3454号農村振興局長通知）に定めるところにより、妥当投資額を算定し、投資効率（総投資額に対する総効果額の算定結果）が1.0以上になっていることとする。

その他、本整備の適正な実施の上必要な事項で、本運用に定めのない事項については、別記4の中山間地域等の振興の規定を準用するものとする。

(3) その他

計画主体は、本運用第2の2の(3)のウに準じて「年度別実績報告書」を提出するものとする。

2 基盤整備促進

(1) 基盤整備

ア 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄関係

実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(1)の農業生産基盤整備及び同欄の8の(2)の農村生活環境基盤整備の実施においては、別表1の「施設等の内容」欄によるものとする。

イ 実施要綱別紙の2の「要件」欄関係

- (7) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(1)の実施地区（実施予定地区を含む。以下「基盤整備地区」という。）において、市町村基盤整備関連経営体育成等促進計画（経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(4)に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画をいう。以下「促進計画」という。）に基づき計画が策定されているものについては、実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(3)の農業経営高度化支援又は担い手育成農地集積事業（経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する事業をいう。）を活用できるものとする。
- (イ) 集積対象者（以下「担い手」という。）とは、平成18年4月3日農林水産省告示第525号（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）附則第2項及び第4項の農林水産大臣が定める基準等を定める件）第1号に規定する基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、告示第1号の基準については、農業経営基盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「経営基盤強化法」という。）第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下「基本構想」という。）を勘案できるものとする。
- (ロ) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(1)及び(2)における「要件」欄の5から7により実施しようとするものは、次によるものとする。
- a 地域水田農業ビジョンに即した営農計画が策定されているものであること。
 - b 次に掲げる事項を定められていること。
 - (a) 地域水田農業ビジョンに即した基本構想
 - (b) 営農計画
 - (c) 土地利用計画
 - (d) 畑作振興対策のための整備計画
 - (e) その他実施のために必要な事項
- (I) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(1)及び(2)における「要件」欄の7の「農村振興局長が別に定める基準」とは、地域水田農業支援緊急整備事業実施要領（平成16年3月30日付け15農振第2690号農村振興局長通知）第3の6の規定に準ずるものとする。
- (オ) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(1)及び(2)における「要件」欄の7の「経営等農用地」とは、所有権若しくは利用権に基づき又は農作業受託により集積された農用地をいう。
- (カ) 「農作業受託」とは、基幹ほ場3作業以上の受託を行っているものをいう。
- (キ) 基幹ほ場3作業とは、稲作にあっては次に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあっては、又は のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあつてはこれに準じて取り扱う作業とする。
- 耕起
 - 代かき
 - 田植え又は播種
 - 収穫
- ウ その他
- (7) 土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。以下同じ。）に係るものについては、市町村が作成する田園環境整備マスタープラン等の関連計画を踏まえ、土地改良法に規定する土地改良事業計画（以下「土地改良事業計画」という。）を定めるものとする。
- (イ) 実施要項別紙の2の「メニュー」欄の8の(1)のアの農業用排水施設のうち安全施設整備、同欄の8の(1)のイの農道のうち農道環境整備及び同欄の6の(2)の農村生活環境基盤整備については、土地改良事業に該当しない施策とする。
- (ロ) 実施要項別紙の2に掲げる施策のうち土地改良事業に該当しない施策については、あらかじめ、費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとし、施策の変更の手續及び同意を要する変更事由等について定めておくものとする。
- (I) 都道府県知事は、実施要領第3の5の(5)に規定する要件の審査にあつては、参考様式2-2-1号の計画概要書を参考にしつつ行うものとする。

(オ) 実績の報告

計画主体は、第3の2の(1)のイの(ア)に規定する施策に取り組んだ場合にあっては、毎年度、目標年度まで参考様式2-2-2号の実施状況報告書を作成し、実施年度末までに都道府県知事に提出するものとする。また、この提出を受けた都道府県知事は、実施年度の翌年度の4月末までに地方農政局長に報告するものとする。

(2) 農業経営高度化支援

ア 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄関係

(ア) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(3)の農業経営高度化支援（以下「高度化支援」という。）の実施においては、別記3別表1の「施設等の内容」欄によるほか、次によるものとする。

(イ) 別記3別表1の「メニュー」欄の(3)のアの高度土地利用調整支援（以下「高度土地利用調整支援」という。）の(ア)の指導支援（以下「指導支援」という。）の内容は次のとおりとする。

a 高度化支援の啓発普及

b 高度化支援の実施状況の確認及び報告

c 高度化支援及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

d 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行う別記3別表1の「メニュー」欄の(3)のアの高度土地利用調整支援の(イ)の調査・調整支援（以下「調整支援」という。）又はウの耕地利用高度化推進支援（以下「耕地高度化支援」という。）に関する助言又は指導

(ウ) 指導支援は、生産基盤整備事業等（実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(1)又は(2)をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調整支援又は耕地高度化支援を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(イ) 指導支援の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

(オ) 調整支援の内容は、次のとおりとする。

a 関係農家の意向調査活動

b 土地利用調整活動

c 農用地流動化についての関係機関との調整活動

d 農業機械の利用再編に関する活動

e 地域農業改良普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

f その他農用地流動化に関係する調査・調整活動

(カ) 調整支援は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

(キ) 調整支援の助成は、(ク)に定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

(ク) 調整支援の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整支援の実施年数を乗じた額とする。

a 60ha未満の場合にあっては、1,500千円

b 60ha以上200ha未満の場合にあっては、2,000千円

c 200ha以上の場合にあっては、4,000千円

(ケ) 別記3別表1の「メニュー」欄の(3)のイの高度経営体集積促進支援（以下「促進支援」という。）は、実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(3)の「要件」欄の1の(4)に規定する高度経営体（以下「高度経営体」という。）の育成及び高度経営体への農地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(コ) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(3)の「要件」欄の2に規定する高度経営体集積向上率（以下「高度経営体集積向上率」という。）の確認は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までのいずれかの年度において行うこととし、促進支援の助成は、(サ)に定める限度額の範囲内において、当該確認を行った年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて、行うものとする。

(サ) 促進支援の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じ

た額とする。

- a 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあっては、0.020
- b 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあっては、0.025
- c 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあっては、0.030
- d 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあっては、0.035
- e 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあっては、0.040
- f 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあっては、0.045
- g 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあっては、0.050

(シ) 耕地高度化支援の内容は、次のとおりとする。

- a 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- b 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- c 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- d 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- e 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- f 転作後に必要な田面整地作業
- g その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(ス) 耕地高度化支援は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

(セ) 耕地高度化支援の助成は、(ソ)に定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

(ソ) 耕地高度化支援の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。

イ 実施要綱別紙の2の「事業実施主体」欄関係

本支援の事業実施主体は次のとおりとする。

(ア) 指導支援については、都道府県が実施するものとする。

(イ) 調整支援については、都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合のいずれかに実施させることができるものとする。

(ウ) 促進支援及び耕地高度化支援については、都道府県又は市町村のいずれかに実施させることができるものとする。

ウ 実施要綱別紙の2の「要件」欄関係

(ア) 基盤整備地区の全部又は一部を含む市町村について、基本構想が定められているか、又は定めることが見込まれること。

(イ) 基盤整備地区において、促進計画が定められており、かつ、当該促進計画が要件を満たしていること。

(ウ) 事業採択時とは、高度土地利用調整支援を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、高度土地利用調整支援の開始時とする。

(イ) 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）を除く法人は、促進計画に定める目標年度までに農業生産法人となることを約し、かつ、それが确实と見込まれるとして市町村長が指定するものであること。

(オ) 認定農業者数には、特定農業団体の数を含めることができるものとする。

(カ) アクションプログラムとは、地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知）第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）が作成する担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3の(1)のオに基づくものをいう。

(キ) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(3)の「要件」欄の1の(4)の「農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体」とは、基盤整備地区に係る担い手であって、かつ、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

a 新たな経営安定対策の対象者

b 品目別経営安定対策の対象者

c 一定規模（都道府県にあっては4ha、北海道にあっては10ha）以上の経営等農用地を集積するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守

する認定農業者

- d 基盤整備地区に係る市町村の基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者
- e 特定農業団体等（平成18年4月3日農林水産省告示第525号（農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項及び第4項の農林水産大臣が定める基準等を定める件）第1号の八に規定する基準に適合する農業者の組織する団体をいう。）であって、7ha（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する地域にあっては4ha）以上の経営等農用地を集積する者
- (ク) (キ)のaの「新たな経営安定対策の対象者」とは、経営所得安定対策等大綱（平成17年10月農林水産省）の1.の2の(1)の の加入対象者の要件を満たす者をいう。
- (ケ) (キ)のbの「品目別経営安定対策の対象者」とは、さとうきび・でん粉原料用かんしょに係る支援方策について（平成17年12月農林水産省）の1の(2)の の対象者の要件を満たす者及び2の(2)の の対象者の要件を満たす者をいう。
- (コ) (キ)のc及びdの「対象農地を農地として利用」とは、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、経営基盤強化法第27条の2第1項の規定による市町村長からの通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地等がないことをいう。
- (サ) (キ)のc及びdの「国が定める環境規範」とは、環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）の別添1の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」をいう。
- (シ) 計画主体は、高度化支援を行うときは、農業経営高度化計画（以下「高度化計画」という。）を作成するものとする。
- (ス) 高度化計画の作成は、参考様式2-2-3号の農業経営高度化計画によるものとする。

エ その他

- (ア) 都道府県知事は、実施要領第3の5の(5)に規定する施策ごとの要件等の審査に当たっては、2の(2)のウの(イ)に規定する促進計画のほか、以下に掲げる条件に照らして行うものとする。
 - a 高度化計画が、促進計画に定める農地流動化計画及び経営体育成計画の内容と整合し、かつ、高度化計画の達成が見込まれること。
 - b 高度化計画の内容が具体的かつ明確であり、かつ、内容が真に高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積の促進に資すると認められること。
- (イ) 基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成16年度までに採択された農地等高度利用促進事業の基盤整備事業の担い手育成型の地区、実施要綱第3の3に基づき平成17年度までに元気な地域づくり計画の承認を受けた基盤整備地区又は平成18年度以降に採択される基盤整備地区であって、元気な地域づくり計画の提出時において、実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(3)の「要件」欄の1の(3)のアのアクションプログラムが地域協議会によって作成されていないものについては、実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(3)の「要件」欄の1の(3)のアを「認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、地域農業マスタープラン（経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）第3の2に規定する計画等をいう。）に定める目標割合以上となること。」と読み替えるものとする。
- (ウ) 「元気な地域づくり交付金実施要綱の一部改正について」（平成18年4月3日付け17農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の改正前の元気な地域づくり交付金実施要綱の別紙の1の「メニュー」欄の6の農地基盤整備推進対策活動促進支援又は10の土地利用調整支援を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施し、又は平成18年度以降に都道府県が国の助成を受けずに生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施する場合にあっては、2の(2)のウの(ウ)の規定を、「事業採択時とは、「元気な地域づくり交付金実施要綱の一部改正について」（平成18年4月3日付け17農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の改正前の元気な地域づくり交付金実施要綱の別紙の1の「メニ

ユー欄」の6の農地基盤整備推進対策活動促進支援又は10の土地利用調整支援を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、農地基盤整備推進対策活動支援又は土地利用調整支援の採択時とする。」と読み替えるものとする。

- (I) 基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成14年度までに採択された基盤整備事業の担い手育成型の地区であつて、高度化支援を実施するものについては、実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(3)の「要件」欄の1の(4)に規定する「市町村基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）に定める目標年度」を「市町村が作成する農業農村活性化計画（以下「活性化計画」という。）に定める目標年度から3年度目」と読み替えるものとする。
- (オ) (I)の地区については、実施要綱別紙の2の「メニュー欄」の8の(3)の「要件」欄の2に規定する「20%」を「5%」と読み替えることとする。
- (カ) (I)の地区については、2の(2)のアの(サ)の規定にかかわらず、促進支援の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
- a 高度経営体集積向上率が5%以上10%未満の場合にあつては、0.005
 - b 高度経営体集積向上率が10%以上15%未満の場合にあつては、0.010
 - c 高度経営体集積向上率が15%以上20%未満の場合にあつては、0.015
 - d 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあつては、0.020
 - e 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあつては、0.025
 - f 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあつては、0.030
 - g 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあつては、0.035
 - h 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあつては、0.040
 - i 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあつては、0.045
 - j 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあつては、0.050
- (キ) (I)の地区については、2の(2)のアの(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ク)及び(セ)に規定する「促進計画に定める目標年度」を「促進計画に定める目標年度から3年度目」と読み替えることとする。
- (ク) (I)の地区については、2の(1)のウの(オ)の報告のうち高度化計画の達成状況に係る部分について、目標年度の翌年度から高度化支援の完了年度までにおいても行うこととする。
- (ケ) 「経営体育成促進事業実施要領の一部改正について」（平成17年4月1日付け16農振第2015号農村振興局長知）による改正前の経営体育成促進事業実施要領の第2、第3、第4、第5又は第6に規定する事業を平成16年度までに実施し、かつ、第9の1の(2)の報告を平成18年度以降に行うこととしていた地区については、第9の1の(2)の規定はなお従前の例による。
- (3) 地形図作成
- ア 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄関係
- (ア) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(4)の地形図作成（以下「地形図作成」という。）は、経営体育成基盤整備事業（区画整理事業を実施するものに限る。）又は(1)の基盤整備（区画整理事業を実施するものに限る。以下「経営体育成基盤整備事業等」という。）を行う見込みのある地区について、地区の調査、計画、換地作業及び施工のすべての部門にわたって基本となるべき地形図（沖縄県にあつては地形図及び土地所有図）を作成することにより、当該地区に係る経営体育成基盤整備事業等の効果的かつ円滑な推進に資することを目的に行うものとする。
- (イ) 地形図作成の実施においては、別表2に掲げる内容によるものとする。
- イ 実施要綱別紙の2の「要件」欄関係
- (ア) 地形図作成の対象地区は、実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(4)における「要件」欄の規定のほか、以下のすべてを満たす地区であつて、当該地区に係る経営体育成基盤整備事業等に関する地形図の作成が必要と認められるものとする。
- a 水利用、土地利用等の状況からみて、一体をなしていると認められる農地を対象とする地区であること。
 - b 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定に基づき、市町村によって農

業振興地域整備計画が定められ、将来とも農業地域として発展することが確実に認められる地区であること。

- (イ) 沖縄県における土地所有図作成の対象地区は、上記(ア)に該当する地区であって、土地所有の確定に多大な労力を要する等の理由により、当該地区に係る経営体育成基盤整備事業等の円滑な推進を図る観点から、土地所有図の作成が必要と認められる地区とする。
- (ウ) 地形図作成の実施期間は原則として1か年とする。

ウ 都道府県知事は、実施要領第3の5の(5)に規定する要件の審査にあたっては、参考様式2-3-1号の地形図作成計画概要表を参考にしつつ行うものとする。

エ 補助

補助の対象となる経費は、地形図作成費及び附帯事務費（元気な地域づくり交付金（農山漁村地域活性化整備交付金）の附帯事務費、工事雑費及び一般管理費の取扱いについて（平成17年4月1日付け16農振第2368号農村振興局長通知）による。以下同じ。）とする。

(4) 農用地等集団化

ア 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄関係

実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の6の(4)の農用地等集団化の実施については、別記3別表3によるものとする。

また、北海道において行う交換分合について、以下の(ア)から(イ)までの要件のすべてを満たす場合、酪農又は酪農畑作地域等酪農経営を主体とする地域において酪農経営を主体とする農家が交換分合計画に基づき移転する場合にあつては、農家住宅及び農業経営施設等の移転に係る解体、運搬、整地工及び施設設置（以下「移転等」という。）並びに酪農経営基本施設（畜舎、飼料貯蔵施設、農機具庫及びふん尿貯留施設をいう。）の整備について助成するものとする。

なお、上記以外の場合にあつては、移転等について助成するものとする。

- (ア) 当該地域の平均農業経営面積がおおむね5ha以上であること。
- (イ) 交換分合計画において集団化率がおおむね50%以上であること。
- (ウ) 農家住宅及び附帯施設の移転距離は、交換分合計画区域内においておおむね1,000メートル以上であること。
- (イ) 交換分合計画区域内において移転農家の波及率はおおむね50%以上を目標とすること。

$$\text{(注) 波及率} = \frac{\text{農家住宅等の移転関連農家数}}{\text{交換分合計画区域の全農家数}} \times 100$$

イ 実施要綱別紙の2の「要件」欄関係

(ア) 農地保有合理化関連業務（交換分合事業実施要領（平成10年5月20日付け10構改B第167号構造改善局長通知）第3の2の(2)に規定する業務をいう。以下同じ。）及び換地計画を要する土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務（交換分合事業実施要領の第3の2の(4)に規定する業務をいう。以下同じ。）を実施する場合にあつては、実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の6の(4)における「要件」欄に代えて、次によるものとする。

a 農地保有合理化関連業務

受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、育成すべき経営体の経営規模の拡大が図られること。

b 換地処分併せ業務

受益面積がおおむね5ha以上であること。

(イ) 次のaからfまでを実施する場合の対象地区は、それぞれに定める要件を満たす地区とする。

a 換地計画

事業地区の換地業務につき補助が打ち切られ、いまだ換地業務が完了していない事業地区（換地区を定めたときはその区）のうち、換地業務未了の原因が事業主体の責に帰することのできないものであり、かつ、その原因が除去されることにより補助対象年度内に換地処分登記の申請を行うことができる見通しにある事業地区であること

b 集落整備地域換地設計

集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第7条に規定する集落農業振興地域整備計画に基づいて行われる換地を伴う土地改良事業を予定している地区等であって、換地計画樹立のための基準の作成を行うもの

c 経営体育成促進換地等調整

換地計画を要する土地改良事業を予定している地区（経営体育成換地調整（経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号構造改善局長通知）の4の(14)に規定する業務をいう。）にあっては、換地計画を要する土地改良事業を実施している地区）であって、換地計画樹立のための基準の作成を行うもの（換地区も分ける予定のときはその区）

d 交換分合推進計画

(a) おおむね旧市町村の区域（昭和25年2月1日における市町村の区域をいう。）であって、農業の動向、区画整理等の工事の実施見通し、農用地の分散状況等からみて、計画的に交換分合を推進する必要があるもの

e 交換分合

次のいずれかに基づき実施するものであること。

(a) 土地改良法

(b) 農業振興地域の整備に関する法律

f 交換分合附帯農道等整備

交換分合と一体の計画の下で実施することにより、農用地の集団化及び効率的利用に資するものであること

(ウ) 対象面積

交換分合の場合にあっては当該交換分合を行おうとする地域の面積、換地計画の場合にあっては換地計画に係る面積、集落整備地域換地設計及び経営体育成促進換地等調整にあっては換地を伴う土地改良事業を予定している地区（経営体育成換地調整にあっては、一時利用地の指定を行うか、又は行った地域）の面積とする。

ウ 事業の実施

農用地等集団化の実施にあたっては、以下の目標を達成するよう努めるものとする。

(ア) 集団化率はおおむね40%以上を目標とするものとする。ただし、以下の業務等を実施する場合にあっては集団化率に代えてそれぞれに定める率を目標とするものとする。

a 農地保有合理化関連業務を実施する場合にあっては、経営規模拡大率がおおむね20%以上

b 中山間地域等保全型交換分合（傾斜1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の1/2以上を占める一定の地域で行う交換分合であって、交換分合事業実施要領第3の4に規定する事業のうち、農地環境整備事業実施要綱（平成4年7月15日付け4構改D第457号農林水産事務次官通知）に基づき実施するものに限る。以下同じ。）については、集合率がおおむね20%以上

(イ) 移動率はおおむね20%以上を目標とするものとする。ただし、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて行うもの、樹園地を主体とした農用地及び急傾斜地帯（平均傾斜度15度以上の地域をいう。）において行うもの又は中山間地域等保全型交換分合にあっては10%以上を目標とするものとする。

(ウ) 地域水田農業整備型交換分合（交換分合事業実施要領第3の3に規定する事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあっては、増加率がおおむね30%以上を目標とするものとする。

(I) (ア)及び(イ)については、次のいずれかに該当する場合にあっては、適用しない。

a 換地計画を要する土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務を実施する場合

b 農業集落地域土地利用構想（「農業集落地域における秩序ある土地利用の推進について」（平成6年6月23日付け6構改C第410号農林水産事務次官依命通知）第2に定める農業集落地域土地利用構想をいう。）の策定又は変更に併せて、当該構想の対象となる集落地域において行う交換分合のうち、土地利用秩序形成業務（交換分合事業実施要領の第3の2の(1)に規定する業務をいう。）を実施する場合であって、当該業務を実施する地域のうち、育成すべき経営体の農業生産の基盤となる土地の区域

(以下「経営体育成区域」という。)以外の農業的土地利用に供すべき土地の区域及び非農業的土地利用に供すべき土地の区域で行うとき
 工 第3の2の(3)のウの集団化率及び移動率等の算定に当たっての考え方等について
 (ア) 集団化率

a 集団化率 = $\frac{p - q}{p - n} \times 100$

従前の団地数 = p 後の団地数 = q

地区内の耕作者数 = n

ただし、地域水田農業整備型交換分合を実施する場合の集団化率の算定は以下のとおりとする。

集団化率 = $\frac{p - (q - m)}{p - n} \times 100$

従前の団地数 = p 後の団地数 = q

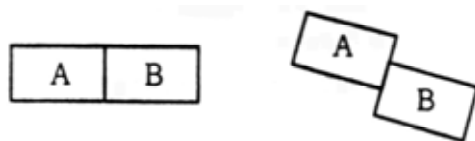
地区内の耕作者数 = n

交換分合後に稲作区域と畑地転換等区域の双方に耕作地を有する耕作者数 = m

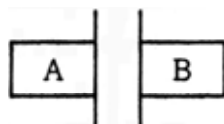
b 団地数の計算

団地とは、農業機械作業の段階における耕作の作業が中断されないで、継続できる農用地の集まりであって、これを具体的に例示すれば以下のとおりとする。

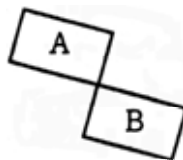
(a) 二つ以上の土地が畦畔で接続している場合



(b) 二つ以上の土地が小幅員の農道又は水路で接続している場合



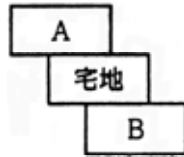
(c) 二つ以上の土地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のない場合



(d) 段状をなしている二つ以上の土地の高低の差が作業の継続に差支えない場合



(e) 二つ以上の土地が、耕作者の宅地に接続している場合



なお、(a)、(b)、(c)にあつては、(d)の場合を満たしているものとする。

(イ) 移動率

$$\text{移動率} = \frac{B}{A} \times 100$$

一定地域の面積 = A 移動面積 = B

(ウ) 経営規模拡大率

$$\text{経営規模拡大率} = \frac{D}{C} \times 100$$

交換分合実施前に育成すべき経営体が経営する農用地の面積 = C

交換分合実施後に育成すべき経営体が規模を拡大した面積 = D

(I) 増加率

$$\text{増加率} = \frac{(G/H) - (E/F)}{(E/F)} \times 100$$

育成すべき経営体の従前の面積 = E

育成すべき経営体の従前の団地数 = F

育成すべき経営体の後の面積 = G

育成すべき経営体の後の団地数 = H

(オ) 集合率

a 集合率 = $\frac{p-q}{p-n} \times 100$

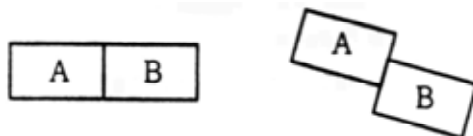
従前の集合地数 = p 後の集合地数 = q

地区内の耕作者数 = n

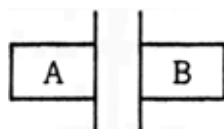
b 集合地数の計算

「集合地」とは、一体として管理することができる農用地の集まりであつて、これを具体的に例示すれば以下のとおりとする。

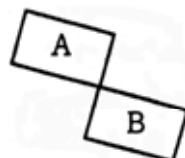
(a) 二つ以上の土地が畦畔で接続している場合



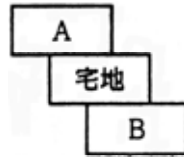
(b) 二つ以上の土地が農道又は水路で接続している場合



(c) 二つ以上の土地が各々一隅で接続している場合



(d) 二つ以上の土地が、耕作者の宅地に接続している場合



(カ) 集団化率等の算定

所有権又は利用権（基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権をいう。以下同じ。）の交換のほか、新たな利用権の設定又は農作業の受託により団地化する農用地は、(ア)から(オ)までに定める集団化率等の算定において、団地数及び移動面積に含めるものとする。

オ 補助

補助の対象となる経費は、農用地等集団化の実施に要する経費及び附帯事務費とする。

カ 交換分合計画又は換地計画の認可申請等

交換分合を実施する事業主体は、都道府県知事に対する交換分合計画の認可申請を交換分合最終年度の業務を完了した翌年度末までに行うものとし、換地計画を実施する事業主体は、関係登記所に対する換地処分登記の申請を換地計画に係る補助を受けた年度の翌年度末までに行うものとする。

キ その他

(ア) 都道府県知事は、実施要領第3の5の(5)に規定する要件の審査にあたっては、換地計画にあっては参考様式2-4-1号の換地計画地区調書、集落整備地域換地設計にあっては参考様式2-4-2号の集落整備地域換地設計地区調書、経営体育成促進換地等調整にあっては参考様式2-4-3号の経営体育成促進換地等調整地区調書、交換分合推進計画にあっては参考様式2-4-4号の交換分合推進計画地区調書及び交換分合にあっては参考様式2-4-5号の交換分合地区調書を参考にしつつ行うものとする。

(イ) 計画主体は、参考様式2-4-6号の換地計画実績表から参考様式2-4-13号の交換分合附帯施設整備実績表により実施状況報告書を作成し、実施年度の翌年度の4月末までに都道府県知事に提出するものとする。また、この提出を受けた都道府県知事は、実施年度の翌年度の5月末までに地方農政局長に報告するものとする。

3 地域環境保全型農業推進

(1) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄関係

実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の9の整備の実施においては、別表4に掲げる内容によるものとする。

(2) 実施要綱別紙の2の「事業実施主体」欄関係

事業主体について、法人でない団体にあっては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

(ア) 団体の代表者及び代表権の範囲

(イ) 団体の意思決定の機関及びその決定方法

(ウ) 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

(3) 実施要綱別紙の2の「要件」欄関係

ア 環境保全型農業の推進計画とは、環境負荷低減に資する農業生産方式の導入に関する方針又は計画であって、地域環境保全型農業推進方針又はそれに準ずるものとする。

イ 事業実施地域における環境保全型農業の方針又は計画は、都道府県及び市町村の環境保全型農業の推進計画と整合を図るものとする。

(4) その他

ア 土地改良事業に係るものについては、市町村が作成する田園環境整備マスタープラン等の関連計画を踏まえ、土地改良事業計画を定めるものとする。

イ 別表4に掲げる施策のうち土地改良事業に該当しない施策については、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとし、施策の変更がある場合の手續、同意を要する変更事由等について定めておくものとする。

ウ 都道府県知事は、実施要領第3の5の(5)に規定する対策ごとの要件の審査にあたっては、参考様式2-5-1号の計画概要書を参考にしつつ行うものとする。

エ 指導推進

都道府県知事は、計画の作成及び施策の実施の適切かつ円滑な推進を図るため、都道府県の関係部局の連携を図るとともに農林事務所、地域農業改良普及センター、家畜保健衛生所及び試験研究機関等の協力を得つつ、施策実施についての技術的な助言、指導その他の所要の援助措置を講ずるものとする。

オ 共同利用機械・施設の補助対象の範囲

補助対象となる共同利用機械・施設の扱いについては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）及び補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）の定めるところによるものとする。

4 田園自然環境保全

(1) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄関係

実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の10の整備の実施においては、以下によるほか、別記3別表5によるものとする。

ア 環境創造型整備

(ア) 生態系保全施設整備

土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる生態系保全型の施設の整備を行うものとする。

(イ) 景観保全施設整備

土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、法面、畦畔被覆及びこれらに類する施設の整備を行うものとする。

イ 地域資源保全整備

(ア) 土地改良施設保全整備

土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な整備を行うものとする。

(イ) 農地保全整備

農地の有する多面的機能を維持するために必要な整備を行うものとする。

a 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路及びこれらに類する施設の整備

b 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不要木の除去及び跡地の整地

(ウ) 農業生産基盤整備

農業生産条件を改善するために必要な土地改良施設の整備及び農地の整備を行うものとする。

(I) 生活環境基盤施設整備

土地改良施設等の保全活動又は営農の継続に必要な生活環境基盤施設の整備を行うものとする。

ウ 地域住民活動促進環境整備

(ア) 交流活動基盤施設整備

地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に使用する施設の整備を行うものとする。

(イ) 土地改良施設等周辺環境整備

土地改良施設等に地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような整備を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、実施要領第3の5の(5)に規定する要件の審査にあたっては、参考様式2-6-1号の計画概要書を参考にしつつ行うものとする。

5 戦略的畑地農業振興整備

(1) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄関係

ア 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の11の補完的・追加的整備とは、農業用排水施設、整地工、農道、土層改良、暗きょ排水施設等の基盤整備、土壌消毒、施設の保温・冷房等に必要な営農用水施設の整備、優良品種系統等への改植・高接、農作物生産の高度化を図るための施設（低コスト耐候性ハウス、施設園芸栽培技術高度化施設等）の整備、農作物

被害を防止するための施設（防霜ファン、防風ネット等）の整備等をいう。

イ アの整備の実施において、導入する作物の栽培等のために事業実施主体が適当であると認める場合にあつては、土地改良事業計画設計基準等に基づく仕様によらず実施することができるものとする。なお、この場合にあつては、必要に応じ戦略的畑地農業振興支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の(1)に掲げる産地の高度化のための支援により検討された整備仕様等を活用することができるものとする。

(2) 実施要綱別紙の2の「要件」欄関係

戦略的畑地農業振興整備を実施する地区にあつては、実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の11における「要件」欄の規定のほか、以下の要件をすべて満たすものとする。

ア 畑地（地目上は水田であるが、現在畑利用が行われており、今後とも畑利用が行われることが明らかな農地を含む。）を対象とすること。

イ 対象とする品目について既に市場において定常的な取引が行われている等、既に一定の産地化が達成されている地区であることが確認できること。

6 農地情報整備

(1) 実施要綱別紙の2の「メニュー」欄関係

農地情報の整備とは、農地利用集積促進等の取組に必要な地図情報及び属性情報を整備すること並びに農地情報の整備及び利活用を行うために必要なハードウェア等を導入することをいう。

(2) 実施要綱別紙の2の「要件」欄関係

農地情報共有化等の体制の構築とは、地域において、農地情報を共有化する農業関係団体等を構成員とした協議会を設立し、農地利用集積促進等の取組の円滑な推進に必要な農地情報の整備及び利活用に係る構想を策定することをいう。

第4 計画書等の様式について

本施策の実施に当たっては、次の様式によるものとする。

1 ソフト関係

(1) 別記3参考様式（遊休農地再生活動緊急支援関係）年度別実績報告書

2 ハード関係

- (1) 別記3参考様式2-1-1号（遊休農地活用土地条件整備関係）市町村長が適当と認める理由書
- (2) 別記3参考様式2-2-1号（基盤整備関係）計画概要書
- (3) 別記3参考様式2-2-2号（基盤整備関係）実施状況報告書
- (4) 別記3参考様式2-2-3号（基盤整備関係）農業経営高度化計画
- (5) 別記3参考様式2-3-1号（地形図作成関係）地形図作成計画概要表
- (6) 別記3参考様式2-4-1号（農用地等集団化関係）換地計画地区調書
- (7) 別記3参考様式2-4-2号（農用地等集団化関係）集落整備地域換地設計地区調書
- (8) 別記3参考様式2-4-3号（農用地等集団化関係）経営体育成促進換地等調整地区調書
- (9) 別記3参考様式2-4-4号（農用地等集団化関係）交換分合推進計画地区調書
- (10) 別記3参考様式2-4-5号（農用地等集団化関係）交換分合地区調書
- (11) 別記3参考様式2-4-6号（農用地等集団化関係）換地計画実績表
- (12) 別記3参考様式2-4-7号（農用地等集団化関係）集落整備地域換地設計実績表
- (13) 別記3参考様式2-4-8号（農用地等集団化関係）経営体育成促進換地等調整実績表
- (14) 別記3参考様式2-4-9号（農用地等集団化関係）交換分合推進計画実績表
- (15) 別記3参考様式2-4-10号（農用地等集団化関係）交換分合実績表
- (16) 別記3参考様式2-4-11号（農用地等集団化関係）換地処分併せ業務実績表
- (17) 別記3参考様式2-4-12号（農用地等集団化関係）交換分合附帯農道等整備実績表
- (18) 別記3参考様式2-4-13号（農用地等集団化関係）交換分合附帯施設整備実績表
- (19) 別記3参考様式2-5-1号（地域環境保全関係）計画概要書
- (20) 別記3参考様式2-6-1号（田園自然環境保全関係）計画概要書

別記3別表1〔実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(1)、(2)及び(3)関係〕

メニュー	施設等の内容
(1) 農業生産基盤整備 ア 農業用排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ・ 安全施設整備（農業用排水施設等（用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに付帯する施設）の安全施設として、フェンス、ふた、スクリーン等を設置するもの） ・ 基幹水利施設補修工事（土地改良法に基づく土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持及び安全性の確保のための補強工事又は排砂対策工事）
イ 農道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農道、農道橋、軌道等運搬施設の新設、改良等 ・ 農道網等の整備（樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地若しくは田畑輪換を行う水田地帯において行うものに限る。） ・ 樹園地を主体とした園内作業道（総合的園地再編整備計画（農業生産総合対策事業の運用について（平成12年4月17日付け12農産第1551号農林水産省農産園芸局長、食品流通局長通知）第2の2の（3）に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき作成される事業計画に従い実施する事業に限る。） ・ 農道環境整備（農道環境整備事業実施要領（平成10年4月8日付け10構改D第250号構造改善局長通達）に定める内容に準じるものとし、同要領に定める農道環境整備計画及び農道環境整備事業計画（以下「農道環境整備計画等」という。）に基づいて行うものとする。） ・ 当該事業と併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備及び生態系保全施設整備を含むものとする。
ウ 暗きょ排水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完全暗きょの新設又は変更（地域水田農業ビジョンに基づく施策にあっては、補助暗きょを含む。）
エ 客土	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工
オ 区画整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）
カ 土壌改良	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等

メニュー	施設等の内容
キ 農地造成	<ul style="list-style-type: none"> 農地の造成(水田から畑への地目変換を含む。)又は改良 ただし、受益面積がおおむね5ha以上であるものについては、農地造成に係る計画(農用地開発事業実施要綱(昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知)第4の2の規定に準じて作成する計画をいう。以下「造成計画」という。)が定められていること また、農林業地域等総合開発整備実施計画樹立要綱(昭和61年8月19日付け61構改C第707号農林水産事務次官依命通達)に基づき都道府県知事が樹立する農林地一体開発整備パイロット事業実施計画に位置付けられたものは、同実施計画に基づく事業として実施することができるものとする。この場合、同実施計画を造成計画として取り扱うものとする。
ク 農用地保全	<ul style="list-style-type: none"> 農用地につき行う保全事業
ケ 交換分合	<ul style="list-style-type: none"> 農用地等の交換分合
(2) 農村生活環境基盤整備 ア 営農用水施設	<ul style="list-style-type: none"> 営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水供給施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの
イ 農業集落道	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落周辺における「メニュー」欄の(1)のイに掲げる施策に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備
ウ 防災安全施設	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
(3) 農業経営高度化支援 ア 高度土地利用調整支援 (ア) 指導支援	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動
(1) 調査・調整支援	<ul style="list-style-type: none"> 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

メニュー	施設等の内容
イ 高度経営体集積促進支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度経営体への農地の利用集積に向けた促進支援
ウ 耕地利用高度化推進支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

別記3別表2〔実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(4)関係〕

メニュー	施設等の内容
(3) 地形図作成	地区全体にわたる縮尺1/1,000以上の航空測量（高低測量に係る地上測量を含む。）及び図化（沖縄県にあっては、土地所有図の作成のための作業を含む。）

別記3別表3〔実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(5)関係〕

メニュー		業 務 内 容 等	
(4) 農用地等集団化 ア 換地計画		1 換地計画書作成 (成果品) 換地計画書 2 分筆・相続等代位登記 (成果品) 分筆・相続登記申請書 3 国有地払下げ処理 (成果品) 払下げ申請書 4 換地計画決定 (成果品) 権利者会議議事録 5 換地処分 (成果品) 処分通知書 6 換地処分登記 (成果品) 登記申請書	
イ 集落整備地域換地設計		1 従前地図面作成 (成果品) 従前地図面 2 従前地調査、同整理集計 (成果品) 従前地各筆調書、従前地各筆カード、従前地各人別名寄帳、国有地調書、特定用途用地調書 3 土地評価、非農用地換地手法の検討、換地基本設計の作成、啓蒙普及、意向調査 (成果品) 不換地等調書、創設換地調書、異種目換地調書、換地選定案、換地選定案図面 4 換地設計基準の作成 (成果品) 換地設計基準	
ウ 経営体 育成促進 換地等調 整	必須業務	1 地区内農地等状況調査 4 合意形成促進 5 地区内アンケート調査 7 地域営農構想作成 12 換地設計基準作成 (成果品) 従前地図面、従前地各筆調書、従前地各筆カード、従前地各人別名寄帳、国有地調書、特定用途用地調書、不換地等調書、創設換地調書、異種目換地調書、利用権等調書、地域営農構想、換地設計基準	
	選択業務	2 農用地集団化促進基本計画作成 (成果品) 農用地集団化促進基本計画 3 従前地面積測定 (成果品) 従前地面積測定調書 6 地区内ゾーン設定 (成果品) 地区内ゾーン設定図 8 経営体育成方針 9 創設農用地・増歩換地調整 (成果品) 創設農用地・増歩換地取得調書 10 非農用地換地関係調整 (成果品) 非農用地生み出し促進対策調書 11 交換分合基準含み換地調整 (成果品) 交換分合実施予定地区調書 13 換地計画素案作成 (成果品) 換地計画素案、換地予定地図 14 経営体育成換地調整 (成果品) 利用権設定申出実績調書	
エ 交換分合	交換分合推進計画		1 農地集団化推進計画の作成 (成果品) 農用地集団化推進計画書、交換分合推進モデル地区選定調書、交換分合実施地域区分図 2 交換分合推進モデル計画の作成 (成果品) 所有者等調査表、分散度調査表、中核的担い手農家調査票、生産組織経営調査票、交換分合推進計画書、区画図、農用地分散状況図
	第1 年度	基本型交換分合	農用地集団化の基本方針（利用権設定基本方針を含む）の策定 (成果品) 各筆調書、農用地集団化の基本方針
		(土地利用秩序 形成業務のみ)	非農業的土地需要との調整指針・利用区分に係る土地利用区分の基本方針 (成果品) 土地利用区分の基本方針

メニュー		業 務 内 容 等	
		(農地保有合理化関連業務のみ)	農地保有合理化法人の保有する農用地の育成すべき経営体への集積に関する方針の策定 (成果品) 農用地の合理的な利用に関する方針
		(耕作放棄地活用業務のみ)	耕作放棄地等を活用した農用地の集団化の方法に関する方針の策定 (成果品) 耕作放棄地等活用方針
		地域水田農業整備型交換分合	農用地集団化の基本方針(利用権設定基本方針を含む)の策定、畑地転換区域及び田畑輪換区域の概定、経営規模拡大調書への取りまとめ並びに交換分合計画原案の作成 (成果品) 各筆調書、農用地集団化の基本方針、畑地転換区域等区域図、名寄帳、交換分合計画原案、経営規模拡大調書
	第2年度	基本型交換分合	経営規模拡大調書への取りまとめ並びに交換分合計画原案の作成 (成果品) 名寄帳、交換分合計画原案、経営規模拡大調書
		(土地利用秩序形成業務のみ)	非農用地予定地を含む評価方針の検討・作成、土地利用区分の協議調整及び区分図作成 (成果品) 土地利用区分図
		(耕作放棄地活用業務のみ)	耕作放棄地等の取り扱い協議調整、復元工事に係る事業計画の検討・作成及び工事の実施に係る調書作成 (成果品) 耕作放棄地等対策調書
		(換地処分併せ業務のみ)	換地計画原案との調整 (成果品) 換地計画原案との調整調書
		地域水田農業整備型交換分合	経営等農用地調書の作成、交換分合計画書の作成、認可申請書の作成、交換分合登記申請書の作成 (成果品) 経営等農用地調書、利用権設定等調書、交換分合計画書、交換分合登記申請書
	第3年度	基本型交換分合	経営等農用地調書の作成、交換分合計画書の作成、認可申請書の作成、交換分合登記申請書の作成 (成果品) 経営等農用地調書、利用権設定等調書、交換分合計画書、交換分合登記申請書
		(土地利用秩序形成業務のみ)	土地利用区分調書の作成 (成果品) 土地利用区分調書
		(耕作放棄地活用業務のみ)	耕作放棄地等の復元に係る調書 (成果品) 耕作放棄地等復元工事調書
		(換地処分併せ業務のみ)	換地計画原案との調整 (成果品) 換地計画(案)との調整調書
オ 交換分合附帯農道等整備	農道整備事業	農道の新設又は廃止	
	客土事業	農用地につき行う客土又は畑地の層厚調整工	
	暗渠排水事業	農用地につき行う暗渠の新設又は変更	
	農業用排水施設整備事業	農業用排水施設新設又は変更	
	ほ場均平事業	農用地につき行う畦畔除去、畦畔築立又はほ場均平工	

- (注) 1 アの換地計画の成果品としては、補助打ち切り前に既に作成されているものもあるので、当該事業の成果品としては、本表の成果品からそれらが欠けることがある。
- 2 イの集落整備地域換地設計の特定用途用地調書及び3の各調書については、当該地区の換地手法の選択により成果品がない場合がある。
- 3 ウの経営体育成促進換地等調整の必須業務の成果品のうち、換地区の換地手法の選択により成果品(特定用途用地調書、不換地等調書、創設換地調書及び異種目換地調書)がないものがある。
- 4 ウの経営体育成促進換地等調整(14の経営体育成換地調整を除く。)を2か年にわたって実施する場合は、最終年度に成果品の検査を実施するものとする。
- 5 エの交換分合の各年度の業務の実施に当たっては、上記によることを基本とするが、地区の実情に応じて各年度の業務を複数年にわたって実施することを妨げない。

別記3別表4〔実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の9関係〕

メニュー	施設等の内容
(1) 農業生産基盤整備 ア 農業用排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用排水施設の新設、廃止又は変更
イ 農道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
ウ 暗きょ排水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地につき行う暗渠の新設又は変更
エ 客土	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地につき行う客土
オ 区画整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う整備
カ 土壌改良	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機質資材及び土壌改良資材の投入等
キ 交換分合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地の交換分合
ク 土壌浸食防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕土等の流出入防止施設の整備 ・ 耕土等の流出入防止施設とは、沈砂池、法面保護工、緑地帯等をいうものとする。
ケ 肥培かんがい施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜ふん尿等の処理水を利用した液肥かんがい施設の整備 ・ 肥培かんがい施設の整備に当たっては、ほ場への還元量等について十分検討し、貯留・散布される家畜ふん尿等の処理水により自然環境が汚染されることのないよう十分留意しなければならない。
コ 農用地の改良又は保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上述以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業
(2) 土づくり施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜排せつ物等の処理利用に係る共同利用機械・施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うために必要な土壌改良資材の製造施設及びこれらに附帯する施設の整備 ・ 家畜排せつ物等の処理利用に係る共同利用機械・施設とは、堆肥化处理施設及び堆肥化处理関連施設（原料や製品の保管調整等施設、家畜ふん尿の処理利用に係る運搬散布等機械等）をいう。 ・ 補助の対象とする共同利用機械・施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築又は併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。 ・ 既存共同利用機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入することは、補助の対象としないものとする。

メニュー	施設等の内容
(2) つづき 土づくり施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用機械・施設の能力及び規模は、産地の栽培面積、飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、アンケート調査等により、農業者の共同利用機械・施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。 ・ 共同利用機械・施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、最適な運営の方式及び規模とするよう留意するものとする。 ・ 共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して対策を講ずるものとする。 ・ 施策により整備した共同利用機械・施設には、施策名等を表示するものとする。
(3) 水質保全施設整備 ア 浄化処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の尿等の汚水を処理し、浄化する施設の整備
イ 農業集落排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備
ウ 営農飲雑用水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備 ・ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。 ・ 人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする。 ・ 受益戸数は、おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益は、2戸以上とする。
(4) 生態系保全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物保護施設、動物保育施設、動物誘導施設、植栽、緩傾斜護岸等生態系の保全に資する施設等の整備 ・ 生態系保全施設整備は、農業生産機能と生態系との調和を図った施設の整備を行うもので動植物保護施設（道水路横断工、透水性道路等）、動物保育施設（蛍ブロック、魚巣ブロック等）、動物誘導施設（鳥獣進入防止柵、ビオトープ等）、植栽、緩傾斜護岸等、生態系の保全に資する施設等の整備を行うものとする。
(5) 効果検証・情報発信体制整備 ア 産地管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培環境及び品質の診断を行うために必要な施設等の整備 ・ 産地管理施設整備は、堆肥の成分分析、土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析（食味分析及び有害微生物の検査を含む。）等に必要な機器、管理施設、実証ほ場の整備を行うものとする。
イ 情報発信体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産履歴等の整理及び情報発信に必要な装置等の整備

別記3別表5〔実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の10関係〕

メニュー	施設等の内容
(1) 環境創造型整備 ア 生態系保全施設	<ul style="list-style-type: none"> a 水田魚道 b ビオトープ c 用水路、ため池等に設置する動植物生育施設（魚巣ブロック等） d 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工 e 緑の回廊（植栽、植木等） f 土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護工等） g その他生態系の保全施設の整備
イ 景観保全施設	<ul style="list-style-type: none"> a 植栽による法面・畦畔の被覆 b 法面の保護・補修 c 農業用排水路及びため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等） d 植樹、芝生及び緑化施設 e その他景観の保全施設の整備
(2) 地域資源保全整備 ア 土地改良施設保全	<ul style="list-style-type: none"> a 土地改良施設の補修 b 土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備 c 土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備
イ 農地保全	<ul style="list-style-type: none"> a 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路及びこれらに類する施設の整備 b 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不要木除去及び跡地の整地
ウ 農業生産基盤	<ul style="list-style-type: none"> a 農地の整備 区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水工、客土工、床締及び土留工 b 土地改良施設の整備 農道、農業用排水施設及びこれらの付帯施設 c bの整備に係る跡地の整地
エ 生活環境基盤施設	<p>農業集落道、営農飲雑用水施設、防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの付帯施設</p>
(3) 地域住民活動促進環境整備 ア 交流活動基盤施設	<ul style="list-style-type: none"> a 農地を利活用した農作業交流空間整備として、体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備 b 地域内外の住民が保全活動で使用する保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設の整備及びこれらに類する施設の整備

メニュー	施設等の内容
イ 土地改良施設等周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> a 土地改良施設等の人々が親しむために必要な親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備 b 土地改良施設等の有する農業生産機能と生態系保全機能の調和を図るための鳥獣害防止柵の整備 c a、bの整備に付帯して行う施設の整備 ベンチ、パーゴラ、水飲場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設

別記3 参考様式（遊休農地再生活動緊急支援関係）

年度別実績報告書

都道府県名		市町村名		採択年度		完了予定年度	
-------	--	------	--	------	--	--------	--

		全体計画					1年度目（平成 年度）			2年度目（平成 年度）			3年度目（平成 年度）			全体実績			
		事業実施主体	受益戸数	事業量・規模等	実施予定年度	事業費	交付額	事業量・規模等	事業費	交付額	事業量・規模等	事業費	交付額	事業量・規模等	事業費	交付額	事業量・規模等	事業費	交付額
ソ フ ト	遊休農地再生活動 実践スタート支援		戸			千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
	援農ボランティア 活動支援																		
	小 計																		
ハ イ ド	農業生産活動を目的とした土地条件整備																		
	市民農園の整備を目的とした土地条件等の整備																		
	小 計																		
合 計																			

- (注) 1 実施期間が3年を超える場合は、実施年度欄（ 年度（平成 年度））を追加して記入すること。
 2 全体計画が変更となった場合は、変更前を上段に（ ）で記入すること。

別記3 参考様式2 - 1 - 1号 (遊休農地活用土地条件整備関係)
市町村長が適当と認める理由書

都 道 府 県 名	
市 町 村 名	
市 町 村 長 名	
農 業 委 員 会 名	
活用者の氏名 (組織名)	
<p>1 活用者の概要 (事業や経営の現状、将来目標等)</p>	
<p>2 地域農業・地域振興及び農地保全等への寄与 (遊休農地を継続的に利用することによる効果、地域における活用者の位置付け等)</p>	
<p>3 農業委員会の意見 (適切な農地利用、農業技術・経営の水準等)</p>	
<p>4 市町村長の総合的な見解</p>	

- (注) 1 本票において、市町村長が適当と認める者を「活用者」とする。
2 活用者(個人又は法人)毎に作成する。
3 必要に応じて参考資料を添付する。

(農業用排水施設の安全施設整備の場合)

計画概要書 (安全施設整備)

1 計画概要表

都道府県名	地区名	所在地	地域指定	実施主体				
事業費	工種	事業費(千円)	事業量	規模	構造	水路等の危険状況	支配面積	特記事項
	フェンス		m	H = m		当該水路等が右記に掲げる場所等のいずれかに接し、又は近接する場所	最大 () ha	
	ふた		m	m × m				
	スクリーン		ヶ所	m × m				
	工事雑費					その他水難事故防止上必要な場所	最小 () ha	
	計							
現況施設概況	施設名	造成年度	造成した事業名	管理団体名	規模	構造	受益面積(ha)	受益戸数(戸)
事業費負担	国	都道府県	市町村	土地改良区	その他	計	施設管理団体の年間経費(平成 年度)	
	負担割合(%)						区分	金額(千円)
	負担金(千円)						維持管理費	(円/10a)
事故の実績	発生年月	事故者の性別	事故者の年齢	事故の状況		事務費		
						事業費		
						負担金		
						償還金		
						その他		
	最近3ヶ年の平均事故者数	事故者数	名(うち死者 名)		計			

2 計画概要図

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図

(農道環境整備の場合)

計画概要書 (農道環境整備)

1 計画概要表

都道府県名	地区名	所在地	地域指定	実施主体						
事業の目的・緊急必要性	事業概要			事業費	工種	規格	数量	単価	金額	備考
	工種	事業量	事業費							
旧事業の実施事業履歴	事業名	事業			事業費負担	国	都道府県	市町村	地元	計
	地区名	地区								
	受益面積	A = ha			負担割合					
	実施年度	年度 ~ 年度								
	事業量	L = m			その他特記事項					
	幅員(全幅)	W = m								
事業費(千円)	千円									
管理状況	計画交通量									
	管理主体									
	管理の状況									
農道台帳	路線名・番号									

2 計画概要図

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図
- (3) 標準断面図

農林水産省 農政局長 殿
 (北海道にあつては農林水産省農村振興局長)
 (沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

実施状況報告書

記

1 対象事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益 面積 (ha)	年度 事業費	年度 までの 事業費	進捗率 (%)	年度の主 な工事内容

一体的に実施した 関連支援施策	実施した関連支援施 策の内容	備考

(注) 「関連支援施策」は、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、元気な地域づくり交付金、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農業経営高度化支援等の別及び当該内容を記載する。

(2) 高度化支援の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

(注) 1. 高度化支援を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

(注) 2. 別記3 別表1の「メニュー」欄の(3)のメニューごとに記入する。

(注) 3. 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 経営体の育成等

(1) 農地の利用集積状況

ア 担い手への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の所有面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積 (ha)				担い手への基幹3作業受託面積 (ha) D	担い手への利用集積面積 (ha) E = B + C + D	農用地面積に占める担い手への利用集積率 E / A (%)
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計 C			
事業実施前								F	
計 画	()	()	()	()	()	()	()	() G1	
増加ポイント G1 - F								()	
年度まで								G2	
増加ポイント G2 - F									

上段() : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画等目標年度

イ 高度経営体への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手への利用集積面積 (ha) B	高度経営体の所有面積 (ha) C	高度経営体への使用収益権面積 (ha)				高度経営体への基幹3作業受託面積 (ha) E	高度経営体への利用集積面積 (ha) F = C + D + E	農用地面積に占める高度経営体への利用集積率 F / A (%)	高度経営体集積向上率 (該当年度F - 事業実施前F) / (事業実施前A - 事業実施前B)
				経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計 D				
事業実施前									G		
計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	() H1	
増加ポイント H1 - G									()		
年度まで									H2		
増加ポイント H2 - G											

上段() : 生産基盤整備事業等の完了時、中段 : 促進計画等目標年度、下段 : 目標年度から3年度目

- (注) 1 高度化支援を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
 2 下段 [] は、実施要領の運用の第3の2の(2)のイの適用を受けている地区のみ記入する
 3 複数の高度経営体を育成している場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。ただし、「高度経営体集積向上率」は、合計の表にのみ記入する。

(2) 認定農業者の育成状況

	市町村全体				地 区 内					
	現 況	目 標	全農家戸数	目標割合 (%)	現 況	計 画	年度	全農家戸数	認定農業者比率 (%)	増加率 (%)
		A	B	A/B	C		まで D	E	D/E	D/C
認定農業者数						()				

上段() : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画等目標年度

(3) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農業生産法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

(注) 担い手の区分欄については、平成18年4月3日農林水産省告示第525号（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令219号）附則第2項及び第4項の農林水産大臣が定める基準等を定める件。）第1号のイ、ロ、ハ、ニ及びホの規定に基づいて記載するものとする。

(4) 担い手等育成の実績

ア 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)		うち認定農業者		農業生産法人 (法人)		うち認定農業者		生産組織 (組織)	特定農業団体等 (団体)	その他法人	今後育成すべき農業者 (人等)
計画時												
目標												
実績												

イ 高度経営体育成の実績

区分	新たな対策対象者			品目別対策対象者				一定規模以上の認定農業者		過半の農業所得を確保する認定農業者		左記以外の特定農業団体等 (団体数)	計
	認定農業者		特定農業団体等 (団体数)	認定農業者		特定農業団体等 (団体数)	その他	農業者 (人)	法人 (法人数)	農業者 (人)	法人 (法人数)		
	農業者 (人)	法人 (法人数)		農業者 (人)	法人 (法人数)								
計画時													
目標													
実績													

(注) 1 高度化支援を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
 2 「新たな対策対象者」とは実施要領の運用の第3の2の(2)のウの(イ)のa、「品目別対策対象者」とは同b、「一定規模以上の認定農業者」とは同c、「過半の農業所得を確保する認定農業者」とは同d、「左記以外の特定農業団体等」とは同eに該当する者をいう。

(5) 関連事業実施状況

関連事業名	年度実施内容	備 考

別記3 参考様式 2 - 2 - 3号 (基盤整備関係)

農業経営高度化計画

1 生産基盤整備事業等の概要

都道府県名	市町村名	土地改良区名	地区名	事業名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)

2 高度化支援の概要

(1) 全体計画

別記3別表1の「メニュー」欄の(3)のメニュー名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

- (注) 1 「別記3別表1の「メニュー」欄の(3)のメニュー名は、メニュー名が(ア)と(イ)に分かれている場合は各々について記入する。
 2 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。
 3 計画の内容は、地域の実情を勘案し、高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

(2) 高度経営体の育成計画

区分	新たな対策対象者			品目別対策対象者			一定規模以上の認定農業者		過半の農業所得を確保する認定農業者		左記以外の特定農業団体等 (団体数)	計	
	認定農業者		特定農業団体等 (団体数)	認定農業者		特定農業団体等 (団体数)	その他	農業者 (人)	法人 (法人数)	農業者 (人)			法人 (法人数)
	農業者 (人)	法人 (法人数)		農業者 (人)	法人 (法人数)								
計画時 (年度)													
生産基盤整備事業等完了時 (年度)													
目標年度 (年度)													
目標年度から3年度目 (年度)													

- (注) 1 「新たな対策対象者」とは実施要領の運用の第3の2の(2)のウの(イ)のa、「品目別対策対象者」とは同b、「一定規模以上の認定農業者」とは同c、「過半の農業所得を確保する認定農業者」とは同d、「左記以外の特定農業団体等」とは同eに該当する者をいう。
 2 「目標年度から3年度目」の欄は、実施要領の運用の第3の2の(2)のエの(イ)の適用を受けている地区のみ記入し、適用を受けない地区は斜線を引く。

(3) 高度経営体への農地利用集積計画

区 分	農用地面積 (ha) A	高度経営体の所有面積 (ha) B	高度経営体への使用収益権面積 (ha)				高度経営体への基幹3作業受託面積 (ha) D	高度経営体への利用集積面積 (ha) E = B + C + D	農用地面積に占める高度経営体への利用集積率 E / A (%)
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計 C			
事業実施前 (年度)									
生産基盤整備事業完了時 (年度)									
目標年度 (年度)									
目標年度から3年度目 (年度)									

- (注) 1 「目標年度から3年度目」の欄は、実施要領の運用の第3の2の(2)のエの(I)の適用を受けている地区のみ記入し、適用を受けない地区は斜線を引く。
2 複数の高度経営体を育成する場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。

(4) 促進支援を実施する場合の高度経営体集積向上率の計画

	農用地面積 (ha) F	担い手への利用集積面積 (ha) G	高度経営体への利用集積面積 (ha) H	高度経営体集積向上率 (%) (I-H)/(F-G)	助成割合 (%)
実施前 (年度)					
要件達成確認時 (年度)			I		

- (注) 1 促進支援を実施する場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
2 「農用地面積」及び「高度経営体への利用集積面積」は(3)と同義。
3 「高度経営体集積向上率」は、実施要綱別紙の2の「メニュー」欄の8の(3)の「要件」欄の2に該当するものとする。
4 「要件達成確認時」とは、実施要領の運用の第3の2の(2)のアの(1)の確認を行う年度とする。

平成 年度地形図作成事業計画概要表

ふりがな 地区名		ふりがな 所在地										(一般平面図)								(位置図)				
経営体育成基盤整備事業等 予定面積	水田	畑			樹園地			その他			計	地形図作成面積												
	ha	ha			ha			ha			ha	ha												
地形図作成主体		経営体育成基盤整備事業等 着工予定年度			経基盤 体育成等			事業名																
農振計画策定年月日		勾配・主傾斜			概算事業費		百万円																	
					10a当たり事業費		千円/10a																	
現況	畑の内訳	主要作目			樹園地			その他			地目													
		面積(ha)			の内訳			面積(ha)			の内訳			面積(ha)										
整備の必要性																								
地区設定											農地振取 農込 用み	面積(ha) 11条公告 8条申請 8条許可	年 年 年	ha 月 月										
計画	経基盤 体育成等															利用可能 な地形図								
	地形図作成															作成費 総額	区分	国費	県費	市町村費	事業主 体負担	農協等の 団体負担	受益者 負担	計
																	千円	事業費	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)
																千円		事務費	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)
関連事業															積算根拠		ha当たり単価(千円/ha)				備考			

別記3 参考様式第2 - 4 - 1号（農用地等集団化関係）

換地計画地区調書

- 1 地区（換地区）名
- 2 関係市町村名
- 3 地区面積
- 4 実施主体名
- 5 事業の概要
 - (1) 事業主別
 - (2) 工事施行年度
年度～ 年度
 - (3) 換地費に係る補助最終年度
年度
 - (4) 換地業務未了の原因
 - (5) 補助が打ち切られた換地業務
- 6 換地業務実施体制
（換地委員、土地評価委員の設置方法等）
- 7 集団化計画
 - (1) 集団化計画の特色
 - ア 地帯別、グループ別団地の設定（集落別集団化等）
 - イ 個人別集団化

従前の戸当たり団地数 (P)	換地の戸当たり団地数 (Q)	従前の1団地当たり面積（地区内の平均経営面積を(P)で除したもの）	換地の1団地当たり面積（地区内の平均経営面積を(Q)で除したもの）	集団化率 $\frac{P-Q}{P-\bar{1}} \times 100$
		ha	ha	

(2) 換地業務の今後の見通し

工事完了年月	換地計画原案作成年月	換地計画作成年月	権利者会議開催年月	換地計画決定(認可)年月	換地処分公告年月	換地処分登記申請年月

(注) 既に終了している業務については、実際に実施した年月を記入する。

(3) 用途別予定地積

別添(次ページ参照)

8 換地経費

事業費(千円)					変動係数						
直接経費	諸経費	委託費	委員費	計	面積(ha)	従前地筆数	農家数	集落数	委員数	国有地払い下げの面積(ha)	市町村界変更無

(注) 事業費積算内訳を添付すること。

9 添付資料

- (1) 土地改良事業計画書の中の換地計画の概要の写し
- (2) 計画図面

別記3参考様式2-4-2号(農用地等集団化関係)
 集落整備地域換地設計地区調書

都道府 県名	地区名	所 在	集落整備 地域換地 設計 対象面積	実施主体 名	左の担当 スタッフ 名、換地 士資格の 有無	換地を伴う基盤整備事業の内容(予定)							備 考
						事業計 画樹立 年 度	着 工 年 度	完 了 年 度	地 区 面 積	関 係 農家数	事 業 主体名	事業名	
			ha										

(注) 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名、地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う基盤整備事業の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

別記3参考様式2-4-3号(農用地等集団化関係)
 経営体育成促進換地等調整地区調書

都道府 県名	地区名	所 在	経営体育成 促進換地等 調整対象 面積	実 施 年 度	実 施 主体名	左のスタッ フ名、換地 士資格の有 無	事業内容		換地を伴う基盤整備事業の内容(予定)							備 考
							1年度	2年度	事業計画 樹立年度	着工 年度	完了 年度	地区 面積	関 係 農 家 数	事 業 主体名	事業名	
			ha									ha				

(注) 1 「業務内容」欄には、1から14までの業務の番号を、当該業務を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、2か年にわたって実施する場合は「1年度」及び「2年度」欄にそれぞれ記載する。
 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う基盤整備事業の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

別記3参考様式2-4-4号(農用地等集団化関係)

交換分合推進計画地区調書

都道府県	地区名	所在	交換分合推進計画対象面積	農家数	交換分合推進計画モデル地区の概要				実施主体名	備考
					所在	面積	農家数	中核的担い手農家数		
			ha	戸		ha	戸	戸		

- (注) 1 地区名は、旧市町村の区域(昭和25年2月1日における市町村の区域をいう。)名とする。
 2 交換分合推進モデル地区の面積は、おおむね5ヘクタール以上とすること。

別記3参考様式2-4-5号(農用地等集団化関係)

交換分合地区調書

- 1 地区名
- 2 所在
- 3 地区面積(田、畑、その他)
- 4 実施期間
- 5 実施主体名

- 6 交換分合計画地域の選定方法
(交換分合を実施する地域として選定した理由等を記載)
- 7 復元等工事計画と農用地利用計画との関連
(耕作放棄地活用業務を実施する場合にあっては、農用地の集団化と復元工事に係る一体的計画の概要を記載する。)
- 8 換地を伴う基盤整備事業との関連
(換地処分併せ業務を実施する場合のみとし、換地を伴う基盤整備事業の概要、交換分合基準含み換地設計の概要等について記載する。)

9 交換分合附帯農道等整備の計画

事 項		農道整備 (運搬施設整備 事業を含む)	農業用排水 施設整備	客 土	暗渠排水	ほ場均平
実 施 主 体						
実 施 予 定 年 度						
工 事 内 容	延長(又は面積)幅員 新設・改修の別					
	受 益 面 積					
	関 係 農 家 数					
	事 業 費					
交換分合附帯農道等整備の実施と必要性						
基盤整備事業施行区域との関係						

10 啓発普及の時期、方法等

11 基礎調査の内容

- (1) 経営調査(調査員、調査農家の選定方法、調査事項等)
- (2) 土地調査(調査員、調査ほ場の選定方法、調査事項、評価基準等)

12 集団化計画について

(1) 集団化計画の特色

ア 育成すべき経営体の経営農用地(現況)

育成すべき経営体の氏名又は名称	団 地 数	面 積	1 団地当たり面積	備 考
		ha	ha	
計				

(注) 農地保有合理化関連業務を実施する場合にあっては、農地保有合理化法人農用地の保有状況(現況)も併せて記載するものとする。

イ 集団化計画の目標

(ア) 移動面積

(イ) 育成すべき経営体の集団化計画

	経営等農用地面積	1 戸当たり団地数	1 団地当たり面積
交換分合前	ha		ha
交換分合後			

(注) 1 面積及び団地数には、交換分合後の経営農用地に隣接する農用地に対する利用権の設定及び農作業受委託を含む。
2 換地処分併せ業務のみを実施する場合にあっては、記載不要(以下、ウからカにおいて同じ。)

ウ 集団化率、経営規模拡大率、増加率

(地域水田農業整備型交換分合以外を実施する場合)

交換分合前 団地数 (p)	交換分合後 団地数 (q)	利用権 設定等 併用後 団地数 (q2)	地区内 の耕作 者数 (n)	集団化率 $\frac{p-q}{p-n} \times 100$	利用権設定等 併用後の集団 化率 $\frac{p-q2}{p-n} \times 100$	育成す べき経 営体が 経営す る従前 の面積 (A)	育成す べき経 営体が 後に規 模を拡 大した 面積 (B)	経営規模拡大率 $\frac{B}{A} \times 100$	備 考
				%	%			%	

(注) 1 利用権設定等併用後の団地数には、交換分合に併せて利用権が設定され、又は農作業の委託を受けることに伴い団地化する農用地及び既に設定された利用権の交換に伴い団地化する農用地を含む。

(地域水田農業整備型交換分合を実施する場合)

交換分合前 団地数 (p)	交換分合後 団地数 (q)	地区内 の耕作 者 (n)	交換分合後 に稲作区域 と畑地転換 区域等区域 の両方に耕 作地を有す る耕作者 (m)	集団化率 $\frac{p-(q-m)}{p-n} \times 100$	育成す べき経 営体の 従前の 面積 (E)	育成す べき経 営体の 従前の 団地数 (F)	育成す べき経 営体の 後 の 面 積 (G)	育成す べき経 営体の 後 の 団地数 (H)	増加率 $\frac{(G/H)-(E/F)}{(E/F)} \times 100$	備 考
				%					%	

エ 移動率

区 分	農 用 地			そ の 他	計	農 家 数	左の農家が地区の外に 耕作する農用地面積		
	田	畑	その他				田	畑	計
地 区 (A)	ha	ha	ha	ha	ha	戸	ha	ha	ha
移 動 関 係 (B)									
利 用 権 設 定 (C)									
$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	%	%	%	%	%				
$\frac{(B)+(C)}{(A)} \times 100$									

(注) 「利用権設定(c)」欄には、交換分合に併せて利用権が設定され、又は農作業の委託を受けることに伴い団地化する農用地及び既に設定された利用権の交換に伴い団地化する農用地を全て記入する。

(2)実施予定時期

基礎調査実施	年	月	～	月
計画方針決定	年	月	～	月
経営規模拡大調書作成	年	月	～	月
土地利用区分図作成	年	月	～	月
耕作放棄地等活用対策調書作成	年	月	～	月
計画原案作成	年	月	～	月
換地計画原案調整地区調書の作成	年	月	～	月
経営等農用地調書作成	年	月	～	月
利用権設定等調書作成	年	月	～	月
土地利用区分調書作成	年	月	～	月
耕作放棄地等復元調書作成	年	月	～	月
換地計画（案）調整調書の作成	年	月	～	月
計画書作成	年	月	～	月
認可申請	年	月	～	月
交換分合登記申請書作成	年	月	～	月

(3) 集団化及び規模拡大に対する農家の関心、交換分合計画委員会の実施体制

（換地処分併せ業務を実施する場合にあっては、地域としての農用地集団化に対する農家の関心、実施体制を含む。）

13 添付資料

(1) 交換分合の実施地域を赤線で囲んだ図面。

なお、交換分合附帯農道等整備の計画がある地域にあっては、この図面に路線名、路線延長、受益面積を示したものを。

また、換地処分併せ交換分合地区の場合にあっては、換地を伴う基盤整備事業の施行（予定を含む）に係る地域を表示したものを。

別記3 参考様式2 - 4 - 6号 (農用地等集団化関係)

平成

年度換地計画実績表

局名: _____

都道府県名	地区名(種別)	換地区名	実施主体名	面積(ha)	関係市町村名	関係農家数	工事年度(～)	換地費に助成される最終年度	換地業務実績				集団化率(%)	事業費(千円)				
									換地計画年月日	権利者開示日	換地年月日	処分年月日		直接経費	諸経費	委員経費	計	

別記3 参考様式2 - 4 - 7号 (農用地等集団化関係)

平成

年度集落整備地域換地設計実績表

局名: _____

都道府県名	地区名	関係市町村名	実施予定年度		換地設計対象面積	実施主体名	換地設計費	備考
			着工	完了				
					ha		千円	

(記載要領) 「事業実施予定年度」欄は、換地を伴う基盤整備事業の実施予定年度を記載すること。

別記3 参考様式 2 - 4 - 8 号 (農用地等集団化関係)

平成 年度経営体育成促進換地等調整実績表

局名: _____

都道府 県名	地区名	関係 市町村名	実施 予定年度		経営体育成促進 換地等調整		必須業務					選択業務							経営体育成 促進換地等 調整	備考		
							地区内 農地等 状況調 査	合意 形成 促進	地区内 アソケ ート調 査	地域営 農構 想 作成	換地設 計基 準 作成	農用地 集団化 促進基 本計 画 作成	従前地 面積測 定	地区内 ゾーン 設定調 整	経営体 育成方 針作成	創設農 用地・ 増歩換 地調整	非農用 地換地 関係調 整	交換分 合基準 含み換 地調整			換地計 画素案 作成	経営体 育成換 地調整
			着工	完了	実施年度	対象面積																
合計						ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		

(記載要領) 「事業実施予定年度」欄は、換地を伴う基盤整備事業の実施予定年度を記載すること。

別記3参考様式2 - 4 - 9号 (農用地等集団化関係)

交換分合推進計画実績表

局名: _____

都道府県名	地区名	実施主体名	交換分合推進計画対象面積	農家数	交換分合推進モデル地区の概要						分散状況		地域別交換分合実施予定			
					地区面積				農家数	経営体数	一戸当たり団地数	一団地当たり面積	地区名	実施予定年度	付帯事業の有無	
					農用地	その他	計	その他								
田	畑	その他	その他	計	戸	戸		ha								
合計			ha	戸	ha	ha	ha	ha	ha	戸	戸		ha		~	

- (記載要領) 1 「地区名」欄は、旧市町村の区域(昭和25年2月1日における市町村の区域をいう。)名を記載すること。
 2 「経営体数」欄は、交換分合事業実施要領(平成10年5月20日付け10構改B第167号)の第3の1の(2)に規定する経営体の数を記載すること。

平成 年度交換分合実績表

局名: _____

1 年度区分	: 第1年度、第2年度、第3年度
2 交換分合の種類	: 基本型交換分合、地域水田農業整備型交換分合、中山間地域等保全型交換分合
3 選択業務	: 土地利用秩序形成業務、農地保有合理化関連業務、耕作放棄地活用業務 換地処分併せ業務

都道府県名	地区名	実施 主体名	地区面積 (A)					移動面積 (B)					移動率 (B)/(A) 100 ×	関係農家数		団地数		集団 化率	交換分合 事業費	備考
			農用地			その他	計	農用地			その他	計		一定 地域	移動 関係	集団 化前	集団 化後			
			田	畑	その他			田	畑	その他										
合計			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	%	戸	戸			%	千円	

- (記載要領) 1 本表は、「年度区分」及び「交換分合の種類」ごとに作成することとし、該当個所を で囲むこと。また選択業務を実施した場合は備考欄に ~ の「選択業務」を記載すること。
- 2 「年度区分」の 第1年度に係る実績表の作成に当たっては、「移動面積 (B)」欄から「交換分合事業費」欄までは記載する必要はない。
- 3 「移動率」及び「集団化率」の算定に当たっては、元気な地域づくり交付金実施要領の運用 (平成17年4月1日付け16農振第2366号) の別記3の第3の2の(4)の工の規定により行うこと。なお、「集団化率」の算定に当たり、地域水田農業整備型交換分合にあっては別記3の第3の2の(4)の工の(ア)のaのただし書、農地保有合理化関連業務を実施した場合にあっては別記3の第3の2の(4)の工の(ウ)、中山間地域等保全型交換分合にあっては別記3の第3の2の(4)の工の(オ)にそれぞれ規定する算式によること。また、地域水田農業整備型交換分合にあっては「集団化率」欄に別記3の第3の2の(4)の工の(エ)に規定する算式により算定した数値を () 書きにより記載すること。
- 4 「集団化率」は、各都道府県別に加重平均し、小数点第1位を四捨五入すること。「合計」の「集団化率」も同方法により算出すること。

別記3 参考様式 2 - 4 - 11号 (農用地等集団化関係)

平成 年度換地処分併せ業務実績表

局名: _____

年度区分: 第2年度、 第3年度

換地を伴う基盤整備事業に係る概要								換地処分併せ業務に係る概要							
都道府県名	地区名	換地区名	実施主体名	地区面積	換地処分 予定時期	交換分合 基準含み 換地調整 実施年度	地区内 における交 換分合予 定面積	地区名	事業面積					交換分合 事業費	
									農 田	用 畑	地 その他	その他	計		
				ha	年 月		ha		ha	ha	ha	ha	ha	ha	千円
合 計															

(記載要領) 本表は、別記様式第2 - 4 - 10号で報告した換地処分併せ業務を実施した地区について記載すること。また「年度区分」ごとに作成することとし、該当箇所を で囲むこと。

別記3参考様式2-4-12号(農用地等集団化関係)

平成 年度交換分合附帯農道等整備実績表

局名: _____

農道等整備の種類: 農道事業、 客土事業、 暗渠排水事業、 農業用排水施設整備事業、 ほ場均平事業

都道府県名	地区名	実施主体名	交換分合の概要									農道等整備の概要								
			選択業務	地区面積(A)				移動面積(B)	移動率(B)/(A)	関係農家数	集団化率	受益面積	全体事業量			全体事業費	本年度事業量			本年度事業費
				田	畑	その他	計						新設	改良	計		新設	改良	計	
合計				ha	ha	ha	ha	ha	%	戸	%	ha				千円				千円

- (記載要領)
- 1 本表は「農道等整備の種類」ごとに作成することとし、該当箇所を で囲むこと。
 - 2 「交換分合の概要」欄は、交換分合附帯農道等整備に関する交換分合について記載すること。
 - 3 関係する交換分合において選択業務を実施した場合は、「選択業務」欄に別記様式第2-4-10号の「3 選択業務」の ~ の区分により記載すること。
 - 4 「移動率」及び「集団化率」欄の記載に当たっては、別記様式第2-4-11号によること。
 - 5 「全体事業量」及び「本年度事業量」欄は、1の事業の種類に応じて単位を書き添えて記載すること。
 なお、客土事業及びほ場均平事業にあっては、「計」欄のみに記載すること。

平成 年度交換分合附帯施設整備実績表

地区名	実施主体名	交 換 分 合 の 概 要									附 帯 施 設 整 備				備 考
		選択 業務	地 区 面 積 (A)				移動面積 (B)	移 動 率 (B)/(A)	関 係 農家数	集 団 化 率	畑 作 地 域		酪 農 ・ 酪 農 畑 地 域		
			田	畑	その他	計					農家戸数	事業費	農家戸数	事業費	
合 計			ha	ha	ha	ha	ha	%	戸	%	戸	千円	戸	千円	

- (記載要領) 1 「交換分合の概要」欄は、交換分合附帯施設整備に係る交換分合について記載すること。
 2 関係する交換分合において選択業務を実施した場合は、「選択業務」欄に別記様式第2-4-10号の「3 選択業務」の ~ の区分により記載すること。
 3 「移動率」及び「集団化率」欄の記載に当たっては、別記様式第2-4-10号によること。
 4 「事業費」欄は、「農家住宅・農業経営施設等の移転及び施設設置に要する経費」、「酪農経営基本施設の整備に要する経費」の別に記載すること。

平成 年度新規採択希望地区 地域環境保全型農業推進 計画概要書

都道府県名	地区名		所在地		地域指定	農振計画	地域指定	整備計画	現況農用地等面積	農用地区域農用地等面積	/
実施主体名	工期	年度~年度		農振計画		年月日	年月日	ha	ha	%	
推進計画名			都市計画	区域指定		年月日	年月日	線引き	年月日		
面積	区分	地目	水田	畑	樹園地	採草放牧地	農用地計	宅地等	山林野	その他	合計
	計画区域	現況									
事業別面積	事業計画区域	計画									
	区分	地目	水田	畑	樹園地	採草放牧地	計				
概況	人口、戸数	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農家戸数の内訳					
	実数	人	人	戸	戸	専業	1種兼業	2種兼業			
農業の概況	集落	総集落数	集落の内訳			集落当たり平均					
	実数	集落	集落	集落	集落	集落	戸	人			
概況	土地基盤整備状況	ほ場整備			道路整備						
	実数	30a未満	30a以上	未整備	計	総延長	整備済	未整備			
概況	農業地域類型	戸当たり平均農用地面積	主要作物			農家所得基準					
	ha/戸				100	100	千円	千円	千円		
概況	事業名	事業量	単価	事業費	主要工事諸元						
	合計			千円							
概況	事業名	負担区分			受益戸数	対象人口	事業主体	管理主体			
		国	県	市町村	その他	受益者	戸	人			
概況	効果名	千円			千円	千円	千円	千円	投資効率		
	事業名	工期	受益面積	総事業費	進捗率	本事業との関連					
概況	事業名	ha	千円	%							
	事業名	公告年月日			申請年月日						
概況	事業名	年月日			年月日						
	備考										

地域環境保全型農業推進 一般計画図

<p>一般計画図</p>	<p>位置図</p>												
<p>S = 1 :</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">凡</th> <th style="text-align: center;">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区画整理</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業用排水施設整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		凡	例	区画整理		農業用排水施設整備		⋮					
凡	例												
区画整理													
農業用排水施設整備													
⋮													

事業計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
都道府県名	北海道の場合は支庁名も記入する。
地 区 名	ふりがなをつける。
所 在 地	町村の場合は郡名から記入し、大字、集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
面 積	表示単位はヘクタールまでとする。(小数点以下四捨五入。以下同じ。)
計 画 区 域	要綱第5の2に定める区域をいう。
事業計画区域	本事業で対応する各事業の対象区域をいう。
地 目	(1) 地目のうち宅地等とは、農業施設用地、公共施設用地(道水路、鉄道等の用地は除く)、公園緑地及び宅地等の面積をいう。 (2) 地目のうちその他とは、道水道、鉄道等の用地、湖沼荒地等をいう。 (3) 宅地等、山林原野、その他のうち換地対象、創設換地、(あるいは共同減歩の対象)となった地積は()書きする。
事業別面積	(1) ほ場整備等で非農用地を創設する場合、計の欄の上に()書きでその面積を記入する。 (2) 区分欄の内訳は、各事業別面積の合計ではなく、土地改良事業実施区域の面積を記入する。
農業の概況	(1) 最近年における農業センサス等を基礎に該当欄に実数と構成割合を記入する。 (2) 数値は原則として計画区域について全体値を記入するが、事業計画区域と大幅に異なる場合には、これを()書きで併記する。 (3) 「農家所得水準」は、事業計画区域内の標準農家の農家所得額を農家経済調査及び市町村の所得推計等を参考に記入する。 (4) 道路整備は1、2級市町村道以下とし、整備済は、舗装済とする。
地 域 指 定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
そ の 他	「その他」には、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地等の指定状況を記入する。
事 業 費	(1) 区画整理、農業用排水施設整備、営農飲雑用水等各事業種毎に記入する。 (2) 各事業種毎の事業費には、純工事費及び諸経費を含んだものとする。(事務費を含まない。)
費用負担等負担区分	(1) 各工種毎に内訳金額を記入し、上段()に%を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の団体をいう。
対 象 人 口	農業集落排水、営農飲雑用水等の対象人口を記入する。
関 連 事 業 事 業 名	当該地区に関連する土地改良事業、構造改善事業等について記入する。 本事業と直接関連する事業を、国、県、団体営別と事業の種類を記入する。
受 益 面 積	本事業と重複する場合、重複する分を()書きで上段に併記する。
法 手 続	土地改良法の規定による土地改良事業計画の概要等の公告、事業施行の認可申請等について記入する。
備 考	前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。
一般計画図	原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりや考慮して作成する。

田園自然環境保全計画概要書

都道府県名		地区名		所在地		工期		H ~ H	
実施地域の要件	農振地域指定		田園環境整備マスタープランの区域						
	年月		環境創造区域						
	過疎	振興山村	離島	半島	特定農山村				
	法指定状況	年月	年月	年月	年月	年月			
市町村の現況	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	専業	1種兼業			
	2種兼業	集落数	人口増加率	若年構成比	老人構成比	財政力指数			
	市町村の現況説明								
	土地改良施設や農地の保全に関する本事業の必要性								
地区内の集落・施設の現況	集落名	集落人口	農家人口	総戸数	農家戸数	耕作放棄率			
		人	人	戸	戸	%			
	水田面積	畑面積	樹園地面積	その他面積	農地面積計	耕作放棄地			
	ha	ha	ha	ha	ha	ha			
	施設名	規模	構造	受益面積		受益戸数			
	集落の現況説明								
土地改良施設や農地の保全及び自然環境の保全の事業内容									
当該事業によって見込まれる効果									

協議事項	協議内容		対象工種	協議年月日	田園環境マスタープラン			
					策定年月日	市町村名		
事業の推進体制	委員会・協議会等名			設置年月日 年 月 日	環境創造型の整備の内容	本事業地区内で整備を行う必要性	配慮すべき生物等 関係条例等	
	事業推進体制の内容							
	地元の同意状況							
事業の位置付	本事業に該当するマスタープラン			策定年月日	本地区における環境配慮の方法	本地区における環境配慮の方法	施工上の配慮 施工計画上の配慮 環境創造型整備の内容	
	都道府県・市町村策定の振興計画			策定年月日				
事業の経済性								
技術的な検討の内容								
コスト縮減対策	対象工種	コスト縮減対策の内容			環境情報協議会	協議会出席者(専門家)	協議会内容	開催年月日

事業の内容																	
区分	工種	業務内容・整備内容	事業量	事業費(千円)	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	施設の現状	施設の整備計画	整備の目的・施設の利用	負担区分(%)				事業主体	予定管理者	予定管理方法	直営施工の有無
										国	都道府県	市町村	その他				
環境創造型整備	生態系保全施設整備																
	景観保全施設整備																
	特認事業																
地域資源保全整備	土地改良施設保全整備																
	農地保全整備																
	農業生産基盤整備																
	生活環境基盤施設整備																
地域住民進生活環境整備	交流活動基盤施設整備																
	土地改良施設等周辺環境整備																
測量及び試験費																	
用地及び補償費																	
工事雑費																	
合計																	
関連事業	事業名	地区名			事業主体	工期	整備内容・事業量		進捗率	備考							

別記4 中山間地域等の振興

第1 施策の目的及び対象地域等について

1 元気な地域づくり交付金のうち実施要綱第2の1の(4)の中山間地域等の振興を目的とする施策（以下「本施策」という。）は、山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の基幹産業である農林水産業の活性化を図るとともに、歴史・伝統文化・自然環境等地域固有の特性を活かした市町村等の自主的取組を支援することにより、地域の担い手の確保、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興等個性ある地域づくりを推進するものとし、その取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用によるものとする。

2 対象地域について

本施策の対象地域は、実施要綱別紙元気な地域づくり交付金実施基準の1の目的欄4関係（以下「実施基準（中山間）」という。）の要件欄1に定められているところであるが、その取扱いに当たっては次に留意するものとする。

(1) 実施基準（中山間）の要件欄1の「一部地域」とは、原則として、当該地域における1以上の旧市町村（昭和25年2月1日における市町村の区域）をいうものとする。

(2) 本施策の実施に当たって、自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域（実施基準（中山間）の要件欄1の五法指定地域をいう。）以外の地域を併せて対象地域として実施することが適当であることを都道府県知事が認める場合にあっては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。

3 必須指標について

必須指標の設定については、実施要領第3の4の(2)に定めているところであるが、実施要領別紙に定める本施策に係る必須指標の設定に当たっては次に留意するものとする。

(1) 地域産物の販売額の増加について

地域産物の販売額の増加率については次により求めることとする。

地域産物の販売額の増加率(%)

$$= \text{地域産の農林水産物の販売額(千円)(目標年度)} \times 100 \div \text{地域産の農林水産物の販売額(千円)(計画時)} - 100$$

(2) 定住人口の確保について

地域内人口の増加については次により求めることとする。

地域内人口の増加(%)

$$= (\text{本施策を実施した場合の地域の転出入(人)} - \text{本施策を実施しない場合の地域の転出入(人)}) \times 100 \div \text{地域内人口(計画時)(人)}$$

本施策を実施した場合及びしない場合の転出入は過去の異動人口の推移、地域をめぐる社会的経済的状况の変化、年齢別構成等を参考に求める。なお、転出入(人) = 転入(人) - 転出(人)とする。

(3) 交流人口の増加について

地域外からの入込客数の増加率については次により求めることとする。

地域外からの入込客数の増加率(%)

$$= \text{地域外からの入込客数(人)(目標年度)} \times 100 \div \text{地域外からの入込客数(人)(計画時)} - 100$$

(4) 耕作放棄の防止について

事業実施地区内における耕作放棄発生の防止については次により求めることとする。

耕作放棄発生の防止(%)

$$= (\text{事業実施地区の農地面積(ha)(目標年度)} - \text{事業実施地区の耕作放棄面積(目標年度)}) \div (\text{事業実施地区の農地面積(ha)(計画時)} - \text{事業実施地区の耕作放棄面積(ha)(計画時)}) \times 100$$

第2 実施基準等について

1 施策の推進について

元気な地域づくり交付金の推進体制等については、実施要綱第5に定められているところ

であるが、実施要綱別紙元気な地域づくり交付金実施基準の2の目的欄4に係る施策（以下「本施策（中山間）」という。）の推進に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）等による関連諸制度との調和を図るとともに、農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図る観点から、「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号各局長連名通知）に基づく女性対策の着実な推進に特に配慮し、また次に掲げる施策との連携とその活用に配慮するものとする。

- (1) 農業、林業及び沿岸漁業の構造改善に関する施策
 - (2) 農林水産業の基盤の整備に関する施策
 - (3) 農林水産業の経営の近代化に関する施策
 - (4) 農産物の生産体質強化、水田農業の構造改革等農林水産物の需要の動向に即した生産の誘導のための施策
 - (5) 農林水産物の加工利用に関する施策
 - (6) 農山漁村における就業機会の確保に関する施策
 - (7) 農山漁村と都市との交流に関する施策
 - (8) 農山漁村における環境整備及び農山漁家の生活の改善に関する施策
 - (9) 農村漁村における高齢者に関する施策
 - (10) 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は転換に関する施策
 - (11) 鳥獣による被害防止対策の推進に関する施策
- 2 元気な地域づくり計画の内容について
元気な地域づくり計画の内容については実施要綱第3の1に定められているところであるが、本施策（中山間）を実施する場合にあっては以下に留意するものとする。
- (1) 振興山村（実施基準（中山間）要件欄1の(1)の振興山村をいう。）において本施策（中山間）を実施する場合の元気な地域づくり計画にあっては、山村振興計画（山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画をいう。）と調整を図りつつ作成するものとする。
 - (2) 元気な地域づくり計画を、単なる施設整備を目的とするのみでなく、当該施設を核とした地域全体の農林漁業の振興、就業の場の確保等を考慮に入れた計画内容とするとともに、農林漁業者・関係者の意向が十分反映されたものとなるようにするものとする。
 - (3) 農林漁家の所得の向上に直接寄与する施設並びに山村と都市との交流促進、高齢者・女性等生きがいの発揮促進に係る施設の整備を内容とする元気な地域づくり計画の作成にあっては、事業実施主体が当該施設に係る利用計画を作成するものとする。
なお、施設利用計画の作成に当たっては、「新山村振興等農林漁業特別対策事業の効果的・効率的な実施について」（平成14年3月6日付け13農振第3098号農村振興局地域振興課長通知）の定めるところに留意するとともに、次に掲げる内容について検討した上で行うものとする。
ア 当該地域の交通条件、入込客数、都市との交流状況並びに都道府県及び近隣市町村内の類似施設の賦存状況、利用状況等を基にした当該施設に係る需要動向の見通し
イ 施設の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設に係る利用形態
ウ 施設の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設に係る利用環境
- 3 元気な地域づくり計画の審査等について
都道府県知事は、実施要綱第3の3の(3)により元気な地域づくり計画の審査を行う場合、以下に留意するものとする。また、都道府県知事は元気な地域づくり計画の審査に当たって、必要に応じ関係資料等の提出を求めることができるものとする。
なお、都道府県知事は、実施要綱第3の3の(4)により元気な地域づくり計画の承認を行った場合は、当該元気な地域づくり計画の概要を農林漁業金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発公庫）その他関係金融機関に通知するものとする。
- (1) 元気な地域づくり計画の内容が次のいずれかに該当し、地域の活性化と定住条件の改善が見込まれること。
ア 農林漁業の振興を図る場合にあつては、地域の農林水産物の生産増大又は生産性の向上、

- 農林漁業者の収益の増大又は収益性の向上等の効果が確実に生ずるものと認められること。
- イ 就業所得機会の創出を図る場合にあつては、地域住民の所得の向上、地域産業育成による就業機会の拡大、定住人口の確保等の効果が確実に生ずるものと認められること。
- ウ 山村と都市との交流促進を図る場合にあつては、就業機会の拡大、地域農林水産物の販路拡大、交流人口の増加等の効果が確実に生ずるものと認められること。
- エ 里地棚田・自然景観等の保全推進を図る場合にあつては、本施策（中山間）による施設等の整備を通じて、里地棚田・林地等の適正な利用、集落機能の保全又は自然環境の保全管理等の効果が確実に生ずるものと認められること。
- なお、里地棚田保全整備にあつては、以下に留意するものとする。
- (ア) 本施策（中山間）の実施が、土地改良施設や農地（以下「土地改良施設等」という。）の保全又は土地改良施設等の保全活動に資するものであること。
- (イ) 農業生産機能や多面的機能を維持保全する観点から、必要な土地改良施設等を対象としていること。
- (ウ) 里地地域で実施する場合にあつては、自然と共生する環境の創造を図る観点から、本施策（中山間）を実施することが適当であること。
- オ 定住促進生活環境の整備及び高齢者・女性等生きがいの発揮促進を図る場合にあつては、生活環境の改善、定住人口の確保又は高齢者・女性の能力発揮等の効果が確実に生ずるものと認められること。
- (2) 施設の規模、利用計画等からみて当該施設の適正な利用が確実に認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (3) 施設の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
- (4) 施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (5) 施設の投資費用及び規模が、5の(8)で定める上限建設費等の範囲内で、必要最小限のものと認められること。
- (6) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- (7) 費用対効果分析を行い、施設別の投資効率が1.0以上となること。なお、費用対効果の分析に当たっては、「新山村振興等農林漁業特別対策事業等における費用対効果分析の実施について」（平成14年3月29日付け13農振第3454号農村振興局長通知）の定めるところに準ずるものとする。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 元気な地域づくり計画について異議や苦情が寄せられており、地域内の農林漁業者・関係者の総意に基づくとは認められないものであること。
- イ 申請後における情勢の変化等により、事業着手までに更に相当の期間を要すると認められる事由が発生していること。
- ウ 過疎化の進行等により、本施策（中山間）実施後10年程度のうちに整備した施設が遊休化するおそれがあること。
- エ 導入する営農上又は施設整備上の新技術について、現地での効果の発現等が十分に確認されていないこと。
- オ 新規に導入する作物、新規に製造する加工品等について、種苗、原材料、技術、販路等必要となるものについて確保の見通しが立っていないものがあること。
- カ 関連事業の進捗状況等に比較して、著しく先行していると認められること。
- キ 過去において、当該地域で新山村振興等農林漁業特別対策事業等その他の補助事業により施設整備等を行い、その施設等の利用が計画に対して著しく悪い状況にあること。
- 4 年度別経費要望調書の提出について
計画主体の年度別経費要望調書の提出については、実施要綱第4の2の(1)に定められているところであるが、都道府県知事は必要に応じ、計画主体に対し、年度別経費要望調書に係る事業の概要、位置図、設計書等の添付を求めることができるものとする。
- 5 実施基準について
本施策（中山間）のメニュー、事業実施主体、要件及び交付率については、実施要綱別紙1

元気な地域づくり交付金実施基準の2の目的欄4関係(以下「実施基準(中山間)」という。)に定められているところであるが、その他次の点に留意するものとする。

(1) 一般基準

ア 本施策(中山間)は、元気な地域づくり計画に基づき、地域の特性に即した総合的視点に立った地域振興のために必要な施策を総合的かつ効果的に実施するものとする。

なお、その際、農林漁業者等地域住民の創意と工夫及び地域の特性を十分に反映させ、画一的な運用にならないよう配慮すべきものとする。

イ 本施策(中山間)は、一箇所又は一施設の個々の施策について単年度に完了することを原則とする。ただし、当該地域又は施策の実情に即し必要があると認める場合は、この限りではない。

ウ 本施策(中山間)の受益戸数は、一箇所又は一施設の個々の施策について、3戸以上とする。

エ 本施策(中山間)の事業費は、当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域及び施策の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施行費の全額又はそのうち資材費のみを交付対象とすることができるものとする。

オ 自力若しくは他の助成によって実施中の施策又は既に完了した事業を本交付金に切り替えて交付対象とすることは、認めないものとする。

カ 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は施策の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による新築の施策のほか、増築、改築、併設若しくは合体の施策又は古品、古材の利用による施策を交付対象とすることができるものとする。また、郷土遺産的な建物を保存・活用する場合であって、都道府県知事が特に必要であると認める場合にあつては、地方農政局長と協議の上、当該施設に係る移転、移築又は補修等の施策を交付対象とすることができるものとする。

キ 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合には、交付対象とすることができるものとする。

ク 農業用機械施設の交付対象の基準については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通達)によるものとする。

ケ 用地の買収、貸借等に要する費用及び補償費は、交付対象としないものとする。ただし、本施策(中山間)で実施する水路、農道、林道、集落道等の設置に係る用地の買収(換地の対象となるものを除く。)及び損失補償は、この限りではない。なお、この場合の取扱いに当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」(昭和38年3月23日付け38農地第251号農地局長通知)の定めるところに準ずるものとする。

コ 交付対象とする施設は、原則として耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

サ 個人施設、目的外使用のおそれの多いもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

シ 実施基準(中山間)の事業実施主体欄の農村振興局長が別に定める基準及び交付率欄の農村振興局長が別に定める率とは次のとおりとする。

(ア) 農林漁業者等の組織する団体とは、農事組合法人、農業生産法人、農業経営基盤強化促進法第23条第4項に基づく特定農業団体、その他農業者等の組織する団体(ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)とする。

(イ) 農林漁業者等の組織する団体、林業者等の組織する団体及び漁業者等の組織する団体で、法人格のない事業実施主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。

(ウ) 地方公共団体等が出資する法人等とは、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその施策活動を実質的に支配できると認められる法人及び民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人で農業の振興等をその目的とする法人とする。

(I) P F I事業者とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項の選定事業者をいう。

(カ) 特認団体については、都道府県知事が地方農政局長と協議し、特に適当と認める団体に限るものとする。

なお、特定法人等（「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「要領」という。）別記の第1の2の(1)のケの(ウ)のaからdまでに規定する法人をいう。以下同じ。）については、実施基準（中山間）のメニュー欄のうち農業生産基盤整備又は農業生産施設整備に係る事業を行う場合に限り対象とするものとし、要領中の目標年次は、元気な地域づくり計画の計画期間の最終年次とし、また、目標とする経営面積は、特定法人等が施設型経営等を行う場合にあっては、要領中の要件にかかわらず、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第6条第1項に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に照らし適切と判断される場合は特認団体として認めることができるものとする。また、交付率については要領別記の第1の2の(1)のケの(ウ)に準ずるものとする。

ス 本施策（中山間）は、厳正かつ適格な実施を期するとともに、施策の目的が十分に達成されるよう施策完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。

セ 施設等の設置に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案し、極力木材の利用促進に配慮するとともに、立地場所の選定、当該施設等のデザイン、塗料及び施策名の表示等について、周辺景観との調和に配慮するものとする。

ソ 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いについては、次のとおりとする。

(ア) 当該施設における利用者数に応じた適正な規模であること。

(イ) 原則として温泉水の活用は認めない。

ただし、施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用することについて都道府県知事が妥当と認める場合にあってはこの限りではない。

(ウ) 計画主体は、温泉水を活用する浴室を含む施設を有する元気な地域づくり計画の都道府県知事への提出に当たり、温泉水活用の必要性、施設の建設及び維持管理コストの比較検討を行った書面を添付するものとする。

(I) 都道府県知事は、地方農政局長に対する元気な地域づくり計画の承認協議の際、(ウ)により提出された書面を添付し、その適否を協議するものとする。

タ 大型遊具、パ・クゴルフ場等のゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合にあっては本施策（中山間）の対象としないものとする。

(2) 農林漁業の振興及び定住促進生活環境の整備に関する基準

実施基準（中山間）のメニュー欄9の(1)の農業生産基盤整備及び13の定住促進生活環境の整備に係る交付率欄において農村振興局長が別に定める場合とは、交付率5.5/10の工種を実施しようとする箇所が含まれる原則として1以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第5項に定める農業集落）からみて、林野率がおおむね50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の50%以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域とする。

ア 市町村において地域活性化の重点地区として位置づけられ、又は位置づけられることが見込まれる地域であること。

イ 農業生産基盤、生活環境基盤等の整備を総合的に行う必要のある地域であること。

ウ 地域資源の効率的な利用が図られるなど、地域の特性を活かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。

エ 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。

(3) 農林漁業の振興に関する基準

ア 農業経営改善安定機械施設

実施基準（中山間）のメニュー欄14の(2)の農業生産施設整備に係る要件欄3において農村振興局長が別に定める基準とは、次のとおりとする

(ア) 事業実施主体は、市町村、農業協同組合、特定農山村法第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされた農業者の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人とする。

(イ) 利用者は、特定農山村法第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされ、又は当該認定が確実に見込まれる農業者の組織する団体の構成員及び新規就農者とし、市町村の農業担当部局、農協営農指導部、農業委員会、地域農業改良普及センター等からなる「施設利用者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の認定を受けた農業者とする。

この場合、選定委員会は、利用者を特定農山村法第4条に基づき当該市町村が作成する農林業等活性化基盤整備計画に定められる農業の活性化の目標、あるいは、農業経営改善安定計画に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等の目標を達成できることが見込まれるものであること等の基準により認定するとともに、利用料金の設定等を行うものとする。

(ウ) 利用者が原則として3戸以上であること。

(エ) 対象施設は、防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能をもつ共同施設と併せて、その受益地区の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せ持つ生産機械施設であること。

(オ) 利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該施設の耐用年数+年間管理費」以下であること。

(カ) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設の維持管理を責任をもって実施するものであること。

(キ) 利用者は、機械・施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

(ク) 事業実施主体と利用者との間において、リ・スの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された施設リ・ス契約を締結するものであること。

なお、事業実施主体は、契約の締結に当たっては、あらかじめ、市町村長に協議するものとする。

イ 木材利活用促進施設

実施基準（中山間）のメニュー欄14の(4)の林業生産施設整備に係る要件欄3において農村振興局長が別に定める基準とは、次のとおりとする。

(ア) 既存施設の有効利用等を図る観点から、更新・模様替えに伴う改築に当たり、木材を使用する施工部分について交付対象とする。

(イ) 国庫補助事業により建設された施設本体の改築については10年以上、附属施設については5年以上経過していることを条件とする。

(ウ) 既存施設の財産処分等については、所要の手続を確実に行うものとする。

(4) 山村と都市との交流促進に関する基準

実施基準（中山間）のメニュー欄16の山村と都市との交流促進に係る要件欄3において農村振興局長が別に定める基準とは、次のとおりとする。

ア 地域資源活用総合交流促進施設

地域資源活用総合交流促進施設は、当該施設又は地域の農林漁業の振興を図るための諸施設との有機的な連携の下に、地域農産物の展示・販売、地域特産物等の手作り体験、施設利用者への食材の提供、緑地等の自然空間・資源の活用や文化資源の提供等の機能をもつ施設として、都市生活者等の利用に供するのみならず、地域にとっても、地域農業者等の安定的な就業・所得機会創出の場となるほか、地域農産物等の流通消費の拡大、地域の農林業等生産の向上等に寄与する施設であること。

イ 体験農園施設

体験農園施設は、耕作放棄地や転作田の活用等地域の農地等の効率的な利用を図りつつ、都市生活者等が農山漁村での生活、生産活動を体験することにより、農山漁村、農林漁業についての理解の促進及び地域農業者等の安定的な就業・所得機会の確保に寄与する施設であること。

ウ 子供等自然環境知識習得施設

子供等自然環境知識習得施設は、文部科学省における学校外を中心とした農林水産業体験学習等に関する事業等との連携、協調に配慮するものとする。

また、市町村長等は、当該市町村の農林水産担当部局と教育委員会等からなる推進体制

の整備に努めるものとし、農林漁業体験、自然学習、滞在等に係る受入れ体制を整備するために地域内の農林漁業経営者、農家民宿経営者等の協力を要請するものとする。

(5) 里地棚田・自然景観等の保全推進に関する基準

ア 里地棚田保全整備

実施基準（中山間）のメニュー欄17の(3)の里地棚田保全整備については次により実施するものとする。なお、里地地域の農地において、次に掲げる(イ)のb、c、d及び(ウ)の整備を実施する場合、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。

(ア) 農業生産基盤整備

棚田地域等における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した土地改良施設の整備及び農地の簡易な整備を行うものとする。各工種の合計の受益面積は1ha以上とし、合計の受益農家戸数は3戸以上とする。

a 農地の簡易な整備

区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水工、客土工、床締め及び土留工

b 土地改良施設の整備

農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設

c bの整備に係る跡地の整地

(イ) 土地改良施設等保全整備

a 土地改良施設保全整備

土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行うものとする。

(a) 土地改良施設の補修

(b) 土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備

(c) 土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備

b 農地保全整備

農地の有する多面的機能を維持するために必要な以下の整備を行うものとする。

(a) 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路及びこれらに類する施設の整備

(b) 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不要木除去及び跡地の整地

c 土地改良施設等周辺環境整備

土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような以下の整備を行うものとする。

(a) 土地改良施設等で人々が親しむために必要な植樹、芝生、緑化施設、親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備

(b) 土地改良施設等の有する農業生産機能と生態系保全機能の調和を図るための生態系保全施設及び鳥獣害防止柵の整備

(c) 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持又は改善するための法面・畦畔被覆及びこれらに類する施設の整備

(d) (a)から(c)までの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備

d 生活環境基盤施設整備

土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の住民の活動（以下「土地改良施設等の保全活動」という。）又は棚田地域等における営農の継続に必要な簡易な生活環境基盤施設（農業集落道、営農飲雑用水施設、防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設）の整備。

(ウ) 保全活動基盤整備

a 交流活動基盤施設整備

地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に使用する施設の整備を行うものとする。

(a) 農地を利活用した農作業交流空間整備として体験学習農園、オーナー制農園及び

- これらに類する施設の整備
- (b) 地域内外の住民が保全活動で使用する保全活動準備休憩施設及び共同利用機械格納施設の整備
- b 耕作放棄地利活用整備
耕作放棄地を森林等として利活用するために必要な次に掲げる用地の整備を行うものとする。
不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置及びこれらに類する整備（ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。）
- (I) その他
都道府県知事は、里地棚田保全整備と中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する事業、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱（平成10年8月24日付け10構改D第244号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する事業並びに市町村が行う地域住民活動促進措置との調和・連携を密に図り、これらの効果的かつ一体的な推進に努めるものとする。
- イ 総合鳥獣被害防止施設
実施基準（中山間）のメニュー欄17の(1)のイの総合鳥獣被害防止施設及び附帯施設に係る交付率欄において農村振興局長が別に定める場合とは、総合鳥獣被害防止施設本体が次の要件をすべて満たす場合とする。
(ア) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく特定鳥獣保護管理計画地域に隣接する農用地等を対象に整備する施設であること。
(イ) 受益面積が5ha以上であり、かつ、受益面積1ha当たりの事業費が30万円以上の施設であること。
- (6) 定住促進生活環境の整備に関する基準
ア 簡易排水施設
実施基準（中山間）のメニュー欄18の定住促進生活環境の整備に係る要件欄4において農村振興局長が別に定める基準とは、次のとおりとする。
(ア) 簡易排水施設の実施に当たっては、本施策（中山間）で新たに整備される基幹的施設（高付加価値型農林漁業の振興、都市農村交流の推進、生活・文化環境の向上等の定住条件の整備を目的とした施設）と各戸から排出されるし尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものであること。
(イ) 簡易排水施設の受益戸数については、公営企業会計的観点から、原則として10戸以上20戸未満の施設とする。
なお、この場合、次の要件を満たした施設を対象とし、施設の適正な管理運営を図ることとする。
a 市町村が事業実施主体であること。
b 市町村に特別会計を設置して経理すること。
c 市町村の公営企業として、条例により適正な料金が徴収されること。
d 施設に係る計画構想及び維持管理等について十分検討がなされていること。
(ウ) 交付対象となる施設は、合併浄化槽及び基幹的施設から合併浄化槽に至る管路並びに各戸に至る末端管路とし、個人敷地内の施設については交付対象外とする。
- (7) 高齢者・女性等生きがいの発揮促進に関する基準
ア 高齢者等活動・生活支援促進機械施設及び健康管理等情報連絡施設
実施基準（中山間）のメニュー欄19の高齢者・女性等生きがいの発揮促進に係る要件欄3において農村振興局長が別に定める基準とは、次のとおりとする。
(ア) 市町村農山漁村地域高齢者ビジョン（「農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領」（平成7年4月1日付け7農蚕第1804号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。）、市町村老人健康福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に基づく計画をいう。）等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。

(イ) 市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 健康管理等情報連絡施設の整備に当たっては、本施策（中山間）の実施の適正化を図る観点から、事業実施主体は、当該市町村の農林水産担当部局、厚生担当部局、教育委員会等からなる在宅健康管理システム推進委員会を設置し、利用者の選定基準の作成及び選定の判定並びに利用料金の設定等を行うものとする。

なお、事業実施主体は、本施策（中山間）の実施の適正化（受益の不平等感の排除、公平化）を図る観点から、当該施設の維持・管理等に必要な経費の一部を利用料金として設定し利用者から徴収すること等により適正な管理運営を行うものとする。

(8) 施設別の上限建設費等について

施策の適正な実施については実施要綱第4の3に定められているところであるが、本施策（中山間）の事業費の低減等を図る観点から、施設別上限建設費等を設けることとし、当該施設別上限建設費等については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記の第1の2の（1）のクの（ウ）に準ずるものとする。

6 施設等の管理について

本施策（中山間）又は本施策（中山間）に先立って過去に実施されていた事業であって本施策（中山間）と同様の機能の施設を整備するものによって取得し、又は効用の増加した施設等（以下「施設」という。）については、常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効果的な運用を図るものとする。

(1) 管理主体

施設の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、当該施策実施地区内に存する団体等のうち、事業実施主体が直接管理する場合よりその施設の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められるものがある場合（当該施設における施策種目につき基準で定められた事業実施主体の範囲のものに限る。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が同法第244条の2第1項に規定する条例の定めるところにより施設を管理する場合には、その団体等に管理させることができるものとする。

この場合、事業実施主体の長は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するとともに、その旨を市町村長に届け出て、その指示を受けるものとするが、元気な地域づくり計画の作成に当たり、あらかじめ市町村長の承認を受けた場合及び指定管理者が施設を管理する場合はこの限りではない。

(2) 管理方法

事業実施主体は、施設の管理の現状を明確にするため、施設財産台帳を備えておくものとする。

管理主体は、施設ごとに管理規程又は利用規程を定めて適正な管理を行うとともに、施設の永続的活用を図り得るよう施設の更新に必要な資金の積立てに努めるものとする。

なお、当該施設の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 目的

イ 施設の種類、構造、規模、形式、数量

ウ 施設の所在、名称

エ 管理責任者

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 使用料に関する事項

ク 施設の保全に関する事項

ケ 施設の償却に関する事項

コ その他必要な事項

(3) 増改築等に伴う手続

施設の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築又は模様替えをしようとするときは、事業実施主体又は管理主体（当該施設の譲渡を受けた管理主体に限る。以下同じ。）の

長又は代表者は市町村長あてに届け出るものとし、届出を受けた市町村長は都道府県知事あてに、同様に都道府県知事は地方農政局長あてに必要性を検討の上届け出るものとする。

(4) 災害の報告

施設が天災その他の災害を受けたときは、事業実施主体又は管理主体の長又は代表者は、遅滞なくその旨を市町村長に届け出るものとし、市町村長は当該報告書に基づく被災施設の概要、滅失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額並びに実施主体又は管理主体において講じた暫定措置及び防災、復旧措置等について調査確認をするとともに、調査意見及び被災写真等を付して都道府県知事あてに報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は地方農政局長あてに報告するものとする。

(5) 利用計画の変更等

施設整備後、その利用状況等を踏まえ、何らかの理由で利用計画の変更が必要と判断された場合は、地域の活性化に資することを前提条件として、所要の手続を経て利用計画を変更できるものとする。

この場合、事業実施主体又は管理主体の長又は代表者は、市町村長あてにその旨を届け出るものとし、届出を受けた市町村長は都道府県知事あてに、同様に都道府県知事は地方農政局長あてに必要性を検討の上届け出るものとする。

7 本施策（中山間）の事務手続及び交付対象事務事業費の構成等について

(1) 本施策（中山間）の事務手続等

ア 本施策（中山間）の施行

事業実施主体の長は、本施策（中山間）の施行に当たっては、施行方法の種類ごとに次の事項に留意して適正に実施するものとする。

また、実施に当たっては、直営施行、請負施行、委託施行又は施主代行施行によるものとし、一つの事業については、一つの施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、一つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして二つ以上の施行方法により施行することができるものとする。ただし、製造請負工事を伴わない建設工事の施工方法は、原則として請負施行によるものとする。

なお、共同利用機械及び器具の施行方法は、直営施行によるものとし、事業実施主体は、事前に、関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。ただし、事業実施主体が農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等であって、競争入札に付し難い場合は、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行うときに限り、随意契約によることができるものとする。また、競争入札の結果、落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。

なお、都道府県及び市町村は、業務の執行に当たり、適時適切な指導を行うとともに、必要に応じ、担当官を現場説明や入札に立ち合わせるものとする。

(ア) 直営施行

直営施行は、事業実施主体において実施設計書に基づき直接材料の購入、人夫の使役等を行い、所定の期間内に事業を実施するものであるから、事業実施主体の長は、現場の主任等を選任し、現場の業務の一切の処理にあたらせ、工事の適正な遂行を図るものとする。選任された主任等は、適切な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、使役人夫の出面の確認等を行うほか、主要工事及び埋没又は隠ぺいにより明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行い工事の施工状況を明確にするものとし、併せて工事期間中の事故防止等について細心の注意を払うものとする。

(イ) 請負施行

請負施行は、事業実施主体において、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び図面に基づき所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完成させるものとし、請負入札、工事施行の指導監督及び検査等は、次により適正を期すものとする。

a 請負方法

工事の請負は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。なお、競争入札の結果、予定制限価格に達せず落札しないときは、随意契約によって行うことがで

きるものとする。

ただし、事業実施主体が農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等であって、競争入札に付し難い場合は、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行うとき又はPFI事業であって事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき実施するときに限り、随意契約によることができるものとする。

b 工事の指導監督

事業実施主体の長は、契約と同時に、請負人に対し工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせ工事に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体の長は、自己に代わって工事の指示監督にあたる現場監督員等を選任し、請負契約書、仕様書及び図面に定められた事項について、工程表のとおり工事の施行がなされるよう指導監督等にあたらせるほか、主要工事及び埋没又は隠ぺいにより明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施工状況を明確にさせるものとする。

c 工事の検査及び引渡し

事業実施主体の長は、請負人が工事を完了したときは、工事完了届を提出させ、契約書に定められた期間内に竣工検査を行い、引渡しを受けるものとする。

この場合において竣工検査に合格しないときは、請負人に期間を定めて手直し工事を行わせ、再度竣工検査を行った後、引渡しを受けるものとする。

また、竣工検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(ウ) 委託施行

委託施行は、事業実施主体において工事の委託先を定め、工事受託人に実施設計書に基づき所定の委託金額をもって所定の期間内に工事を完成させ、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることの理由を明確にするものとする。

なお、委託施行に係る工事の指導監督並びに検査及び引渡しは、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(I) 施主代行施行

施主代行施行は事業実施主体である農業協同組合又は農業者の組織する団体等が、事業施行監理能力を有する設計事務所又は農業協同組合連合会（以下「施主代行者」という。）に対し、共同利用施設の基本設計の作成、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の管理を含む。）等を一括して委託する施主代行施行契約を締結し、これに基づき施主代行者は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完成して事業実施主体に引き渡すものとし、実施に当たっては、施主代行施行によることの理由を明確にし、理事会の議決等所要の手続きを行うほか、次により適正を期するものとする。

a 施主代行者の選択

施主代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

また、競争入札の結果、落札に至らない場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする。

b 建設委員会の設置等

施主代行施行により、事業を実施するに当たっては、事業実施主体及び施主代行者の連携を密にし、一体として交付目的に即した適正な事業実施を図る必要がある。このため、施主代行者は、当該施設建設の施工管理担当者を定めこれを事業実施主体に通知し、事業実施主体は、建設委員会等を設置するに当たっては、施工管理担当者を建設委員に加える等により事業の施行体制を整備するものとする。

c 施工業者の選定

建築施工業者、機械・施設の製造請負人等の選定に当たっては、事業実施主体及び施主代行者の協議により入札参加者等を指名し、公正な指名競争入札又は見積設計を

行わせる等により適正を期するものとする。

d 支給品の取扱い

施工業者が施工業者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計の段階のみならず、施工業者が選定され、施工業者と施工業者の間で工事請負契約を行う段階においても工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討し、事業実施の適正を期するものとする。

なお、工事材料を支給品とすることについては、施工業者はあらかじめ事業実施主体と協議するとともに、事業目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として決定するものとする。

e 工事監督

施工業者は、cにより施工業者を選定し、工事請負契約を締結すると同時に施工業者に対し現場代理人等を定めさせるとともに工程表等を提出させるものとする。

また、施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収、工事の指導監督に当たるとともに、主要工事及び埋没又は隠ぺいにより明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行い工事の施工状況を明確にするものとする。

f 工事の検査及び引渡し

施工業者は、施工業者が工事を完了したときは、工事完了届を提出させ、必要な場合には試運転を行わせる上、竣工検査を行い工事請負契約書に定められた期間内に引渡しを受けるものとし、これを事業実施主体に引き渡すものとする。

この場合において、竣工検査に合格しないときは、施工業者に期間を定めて手直し工事を行わせ、再度検査を行う等により施工の適正を期するものとする。

g 精算

事業実施主体は、施工業者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に農協連から事業実施に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上、施設建設契約書に基づく期間内に建設管理料、設計料及び製造請負管理料の支払を含め、精算を行うものとする。

イ 事業実施主体に係る事業実施手続

実施主体は本施策（中山間）の実施に当たって、元気な地域づくり交付金の交付に係る手続のほか、次の手続を行うものとする。

(ア) 着工届

事業実施主体の長は、工事に着手したときは、速やかにその旨を文書によって市町村長に届け出るものとし、届出を受けた市町村長は、都道府県知事あて届け出るものとする。

(イ) 竣工届

事業実施主体の長は、工事を完了したときは、速やかにその旨を市町村長に届け出るものとし、市町村長は当該報告書に基づき竣工検査を実施し、事業が適正に行われたことを確認して、都道府県知事に届け出るものとする。

都道府県知事は、必要に応じ当該事業の竣工検査を実施し、不適正な事態がある場合には、手直し等の措置を指示し、事業の適正を期するものとする。

(ウ) その他関係法規に伴う手続

事業の実施又は完了に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可若しくは工事完了届出、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく使用承認又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用許可等を必要とするときは、事業実施主体の長は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

ウ 事業実施主体が行う関係書類の整備

事業実施主体の長は、次に掲げる関係書類を保存しておくものとする。

(ア) 予算決算関係書類

- a 本施策（中山間）の実施に関する議会（総会）等の議事録
- b 予算書及び決算書
- c 分（負）担金賦課明細書
- d その他

(イ) 工事施工関係書類

(直営の場合)

- a 工事材料検収簿、同受払簿
- b 賃金台帳、労務者出面簿
- c 工事日誌及び現場写真
- d その他

(請負の場合)

- a 入札てん末書類
- b 請負契約書類
- c 工事完了届及び現場写真
- d その他

(ウ) 経理関係書類

- a 金銭出納簿
- b 分(負)担金徴収台帳
- c 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
- d その他

(I) 往復文書

元気な地域づくり交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認指令書類及び設計書類

(オ) 施設管理関係書類

- a 管理規定又は利用規定
- b 財産台帳
- c その他

エ 会計経理は、次に掲げる事項に留意して、適正に処理するものとする。

(ア) 本施策(中山間)の実施に係る経理は独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区別して行うものとする。(本施策(中山間)以外の事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、本施策(中山間)に係る事業費については、区分を明確にしておくこと。)

(イ) 分(負)担金の徴収に当たっては、分(負)担金徴収の根拠法規をもつものはもとより、任意組合等根拠法規のないもの場合も令書を発行する等の方法により、個人別分(負)担を明確にするとともに、徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

(ウ) 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

(I) 金銭の出納は、金銭出納簿を設けて行い、必要に応じ農業協同組合等金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

(オ) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくこと。

(2) 交付対象事業費の構成等について

本施策(中山間)に係る交付対象事業費の内容、構成、積算及び取扱いについては「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(平成17年4月1日付け16生産第8263号総合食料局長、生産局長、経営局長通知)第5に準ずるものとする。